

第6次八潮市総合計画

序論（素案）

第Ⅰ章 総合計画策定に当たって

第Ⅰ節 計画策定の趣旨

本市はこれまで、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする、「第5次八潮市総合計画」に基づき、「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念として、基本構想に掲げた将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現に向け、総合的かつ計画的にまちづくりを推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症が世界中でまん延したことを契機に、市民の生活様式が大きく変化し、社会のデジタル化が急速に加速したことから、行政サービスにおいてもデジタル技術の活用が急務となっています。

また、本市の人口は平成17年のつくばエクスプレスの開通以降、増加傾向にありますが、日本全体では人口減少・少子高齢化が進み、将来的には徐々に減少に転じることが想定されるとともに、人口構造の変化に伴う様々な影響が考えられます。

このほか、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、地球上の誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標であるSDGsの達成、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの実現、多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容するダイバーシティ社会の実現など、社会全体で取り組むべき重要な課題に対する取組の必要性が高まっています。

多様化・複雑化する行政課題に対し、引き続き市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有し、より一層市民主体のまちづくりを進めるため、令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年次とする「第6次八潮市総合計画」を策定することとします。

第2節 八潮市の概況

(1) 地勢と歴史

- 本市は、埼玉県 of 東南部、東京都心から約15kmの位置にあります。
- 中川低地の南端に位置し、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなる 18.02km² の平坦な地域です。
- かつては江戸の穀倉地帯であり、米や野菜の生産を中心とする純農村として栄えていました。
- その後、農業が産業の中心であったが、工場誘致条例の施行や草加・八潮工業団地の開発などにより、多くの工場が集積し、県内有数の工業都市へと発展してきました。
- 東京外かく環状道路や首都高速6号三郷線等の広域幹線道路の整備により、広域的なアクセス性が高まるとともに、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降、都心へのアクセスの良さを背景に商業施設の進出や宅地開発による人口の増加など、新たなにぎわいを創出しています。



<八潮市のあゆみ>

年 次	内 容
明治 4 年	埼玉県に編入
明治 22 年	八條村、潮止村、八幡村の成立
昭和 31 年	八潮村（3村合併）
昭和 35 年	工場誘致条例施行
昭和 39 年	八潮町制施行
昭和 47 年	八潮市制施行
昭和 60 年	首都高速6号三郷線開通
平成 3 年	生涯学習都市宣言
平成 4 年	東京外かく環状道路開通
平成 14 年	八潮市民憲章、八潮市子ども憲章
平成 17 年	つくばエクスプレス開通
平成 21 年	健康・スポーツ都市宣言
平成 23 年	自治基本条例施行
平成 24 年	平和都市宣言
令和 4 年	八潮市制施行 50 周年

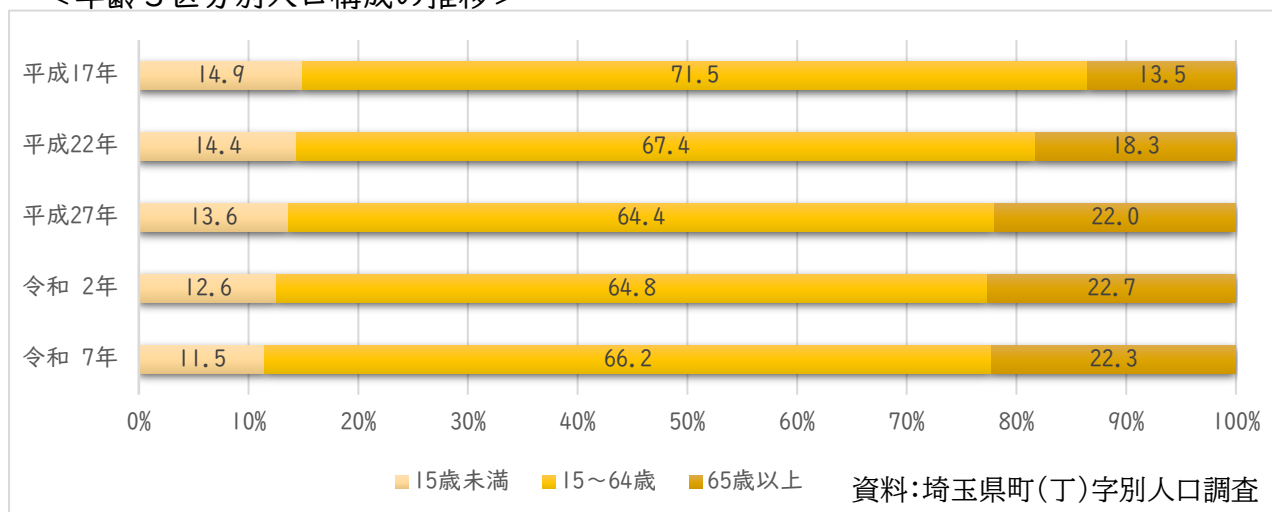
(2) 人 口

- 本市の人口は93,632人、世帯数は47,082世帯（令和7年1月1日現在）であり、人口は埼玉県内で23位となっています。
- 昭和30年代の工場誘致条例の制定や東武伊勢崎線と営団地下鉄（現東京メトロ）日比谷線との相互乗り入れによる都心との直結等を契機として人口が増加し、平成7年頃から安定していましたが、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降は再び増加に転じています。
- 年齢別の人口構成（令和7年1月1日現在）では、15歳未満の人口が11.5%、15歳から64歳までの人口が66.2%、65歳以上の人口が22.3%となっています。65歳以上の人口比率は平成17年調査時の13.5%から大幅に上昇しており、全国と比べ低い水準ではあるものの、高齢化は急速に進んでいます。

<人口及び世帯数の推移>



<年齢3区分別人口構成の推移>

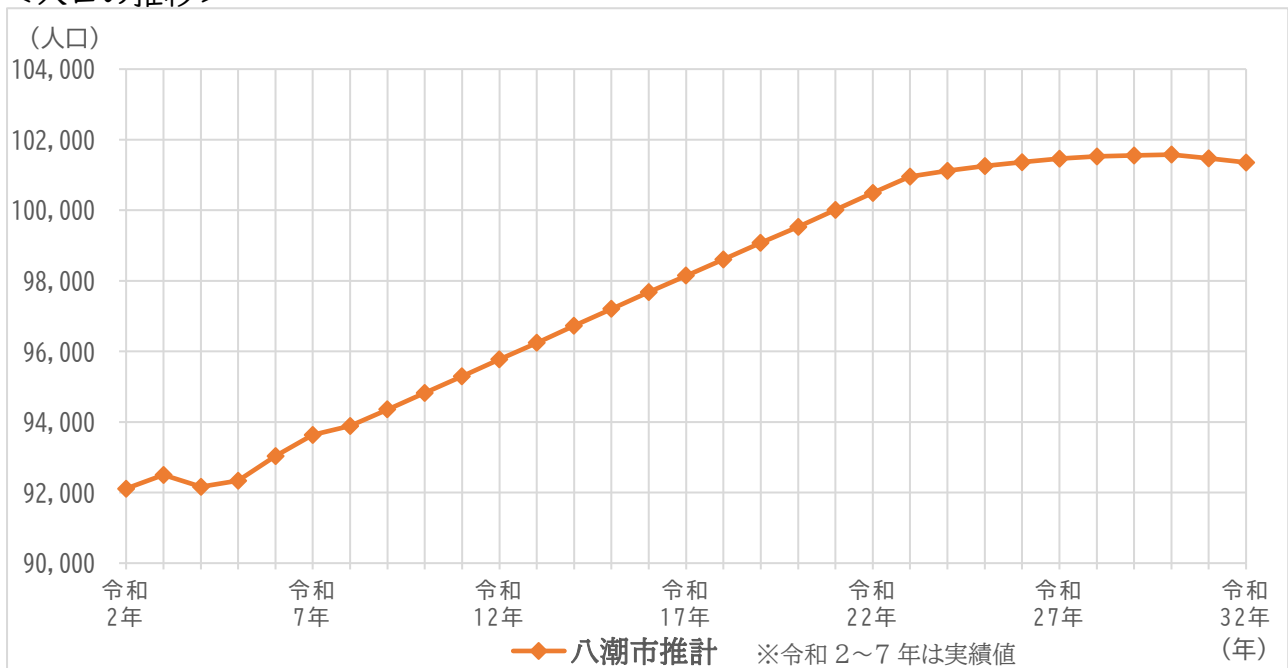


第3節 人口推計

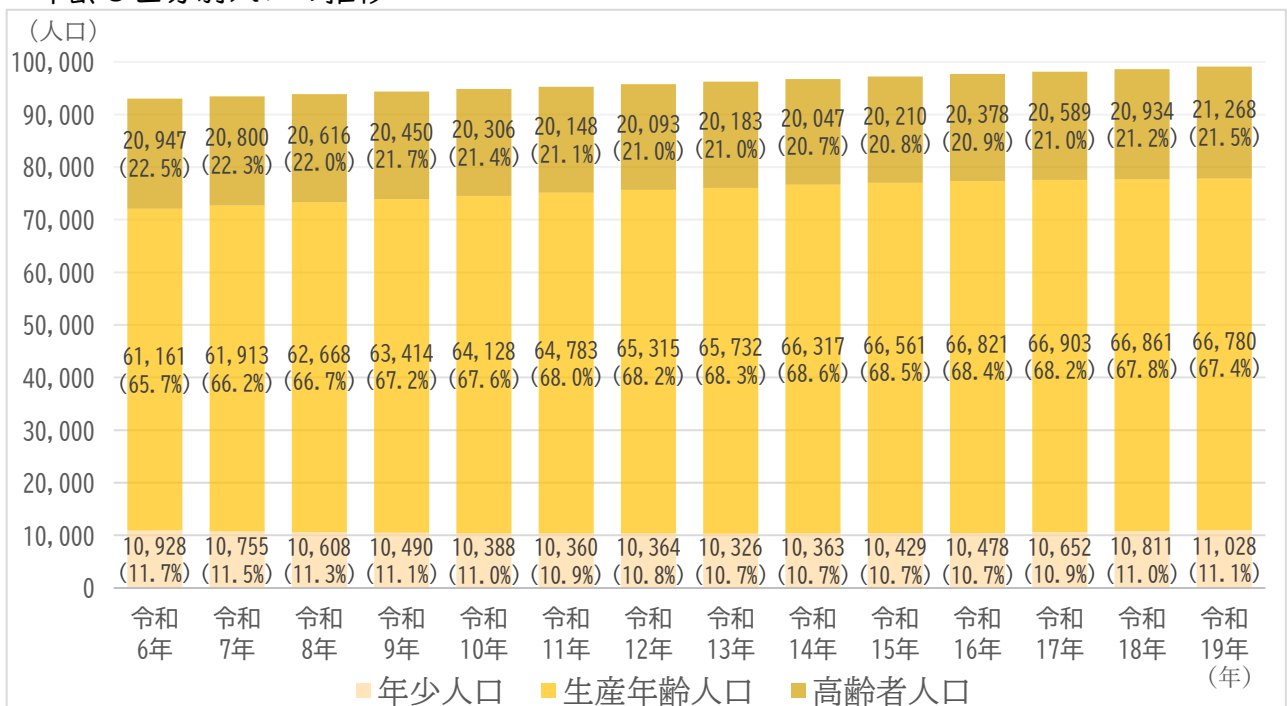
本市の人口推計の結果によると、本市の人口は、今後も増加傾向で推移し、令和21年に10万人を超え、令和30年をピークに、以降、緩やかに減少していく見通しとなっています。

人口の推計方法としては、将来人口推計の基本的な手法であるコーホート要因法により行い、本市の特性である土地区画整理事業の進捗状況を加味した開発人口を上乗せして推計しています。

<人口の推移>



<年齢3区分別人口の推移>



第4節 社会潮流の展望

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、出生数も減少傾向にあるため、今後さらに人口減少・少子高齢化が進行すると予想されます。

いわゆる団塊ジュニア世代が全員65歳以上となる「2040年問題」といった言葉が象徴するように、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増え続ける一方、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続くため、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）の上昇も懸念されています。

人口減少・少子高齢化による、日本全体の活力低下や経済規模の縮小など、多方面にわたる課題への対応が求められています。

(2) 激甚化する自然災害などへの対策

平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震などの大地震、気候変動に伴う集中豪雨・大型台風が激甚化・頻発化し、近年各地で甚大な被害が発生しています。

大地震については、今後も首都直下地震や南海トラフ地震などの発生が想定されており、発生した場合には、東日本大震災と同等又はそれを上回る大きな被害が生じる可能性があります。

近年、自然災害が激甚化する中、いかなる災害が発生しようとも、市民生活を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持つ、「国土強靱化」に向けた防災・減災への取組が求められています。

また、インフラの老朽化を起因とする事故が発生するなど、全国的にインフラの老朽化の課題が顕在化しており、適切な維持管理・更新の重要性が高まっています。

(3) 集約と連携による地域共生社会の実現

人口減少・少子高齢化による空き家や空き地の増加による都市のスポンジ化や、個人主義・プライバシー重視社会の進展などによる人と人との繋がり希薄化が進んでいます。

そのような背景のなか、地域経済の活性化や地球環境への負荷低減、生活利便性の維持・向上のため、集約と連携による「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりが求められています。

生活を支える都市機能を集約し、利便性の高い交通網で連携させるとともに、人と人との繋がりによる地域コミュニティの強化による地域共生社会の実現が重要です。

(4) カーボンニュートラルの実現

平成27年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）が開催され、令和2年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、世界の温室効果ガス排出量を今世紀後半に実質ゼロにする、「カーボンニュートラル」への取組が求められています。

このように、環境問題に対して地球規模で取り組まれていく中で、日本においても、令和32年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、地方自治体においても、持続可能な経済社会を形成するため、カーボンニュートラルの実現に向けた環境対策の一層の推進が求められています。

(5) 変化する経済・労働環境への対応

近年、経済のグローバル化や相互依存が進む一方で、地政学的な国家間紛争等の影響により世界規模で不確実性が高まり、国民生活や経済活動への影響が懸念されています。

そのような中、経済の成長を図り、日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足」、「働く人々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

そして、働く人の置かれた個々の状況に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが求められています。

(6) デジタル社会の実現

成長と分配の好循環を図り、経済社会を持続可能なものとしていくためには、地域の実情に応じてあらゆる分野でデジタル技術を有効に活用しつつ、デジタルトランスフォーメーション（D X）を強力に推進することが求められています。

また、D Xを推進することで、国がSociety5.0として目指す「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」の実現に向けた強力な原動力となることが期待されています。

(7) S D G s の推進

平成27年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核に持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）があります。

S D G s は17のゴールと169のターゲットで構成された、経済や環境など広範囲な課題の解決に向けた国際社会共通の目標です。

日本においても、「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」（令和元年12月改訂）が示されており、地方自治体においても、各種計画にS D G sの要素を反映し、S D G sを推進することが期待されています。

第5節 まちづくりの主要課題

(1) 子育て・教育・文化

本市の人口推計においては、当分の間、人口増加が続く見通しであるものの、日本の総人口としては、更なる人口減少・少子高齢化の進行が見込まれていることから、こどもを安心して産み育てられる環境の整備や支援が必要です。

また、こどもを取り巻く環境が変化する中で、次代を担うこどもたちが自ら学び、考え、行動する力を確実に身に付けられるよう、更なる教育の充実が必要です。

まちづくりにとって、人づくりは欠かすことのできない視点であることから、こどもから高齢者まで、全ての人が自分に合った学びを選択でき、自らを高め、地域の中で互いに協力し合い、成長しながら活躍できる社会を構築できるよう、更なる学習機会の充実や文化活動の支援が必要です。

さらに、一人ひとりが互いを尊重し、多様性を認め合うダイバーシティの考え方を取り入れ、全ての人が安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

(2) 健康・福祉

本市の高齢化率は、全国平均に比べて低いものの、長期的には高齢者数の増加が予想されています。高齢化の更なる進展に伴い、介護や医療等高齢者向けサービスの需要の増加に対応することが必要です。

高齢者や障がいがある人なども自立した生活ができ、誰もが安心して住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、医療・保健・福祉の連携を強化するとともに、食生活やスポーツなどの日々の健康づくりを意識した生活スタイルの促進など、健康寿命を延ばすための取組を推進していくことが必要です。

(3) 防災・防犯・消防

近い将来に大地震の発生が想定されていることや気候変動に伴う集中豪雨・大型台風
の激甚化・頻発化などにより、災害等に対する不安が高まっています。そのため、ソフト
とハードの両面からあらゆる手段を講じ、災害が起きた際の被害を最小限に抑える強
さと迅速に復旧・復興するしなやかさを兼ね備えることが必要です。また、新型コロナ
ウイルス感染症の教訓を踏まえ、新たな感染症への備えも必要です。

子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪や交通事故の発生も問題となっている
ため、犯罪防止対策の取組の強化や交通安全対策などを推進するとともに、消費者保護
の充実等及び市民が自ら身を守るための情報提供体制等の整備など、市民が安心して暮
らせる社会の構築が必要です。

さらに、つくばエクスプレスの開通以降、継続して市街地形成が進んでおり、人口も
増加していることから、消防力の向上・救急体制の充実に向けた草加八潮消防組合との
連携強化が必要です。

(4) 産業経済・観光

後継者不足等により農家や農地が減少しているため、優良農地の確保や担い手の育成、
農産物の地産地消を推進するとともに、効率的で付加価値の高い農業を積極的に推進し、
市場での競争力を高め、企業的経営感覚を持った農業後継者を育成する体制を充実する
ことが必要です。

本市は県内でも有数の事業者数を誇るまちとして発展してきましたが、受注量の減少
や後継者不足等により事業所数が年々減少していることから、制度融資の充実や技術力
及び経営の向上に向けた取組の支援の充実が必要です。

また、個店の魅力づくりを支援することで店舗ごとに差別化を図ることや個店の連携
による地域力の向上などにより地域商業の活性化を図ることが必要です。

さらに、恵まれた自然環境などの地域資源を活かすことや地域産業との連携によるイ
ベント等の開催など、誰もが何度も訪れたくなるまちづくりを進めることが必要です。

市民が適切な労働環境のもとでいきいきと生活ができるよう、新たな時代に対応した
働く環境の整備を図り、市内産業の更なる活性化に向け、農商工連携や産学官連携など
による事業の促進や観光の振興が必要です。

(5) 都市基盤・環境

本市の都市基盤の整備は、土地区画整理事業による市街地整備の進捗などにより着実に進んでおり、つくばエクスプレスによる広域的な交通利便性の向上も図られています。今後も計画的な都市基盤の整備やスマートインターチェンジの整備等により更なる利便性の高いまちづくりを推進するとともに、想定される人口減少・少子高齢化の進行に対し、市内の公共交通の確保や利便性の向上等により、誰もが利用しやすい公共交通環境の充実等に積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、安全で快適な生活を送ることができるよう、老朽化が進んでいるインフラ等の維持管理・更新に向けた対策や住まい・住環境の質を高める取組の推進が必要です。

環境問題が地球規模で深刻化している中で、循環型社会の形成に向けた更なる取組の強化やゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進など、環境への配慮について、一人ひとりができることから積極的に取り組んでいくことが必要です。

本市に残る水辺等の貴重な自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、多様な生物が生息する環境の保全等を継続して進め、恵まれた自然と共生する社会を形成するとともに、豊かな自然環境と調和した景観の形成を推進することが必要です。

(6) コミュニティ・自治体経営

健全で安定的な行財政運営を図るためには、創意工夫による自主財源の確保や効果的・効率的な事務事業の実施を推進するとともに、コミュニティ活動の活性化や関係人口の拡大を図りながら性別などによらず、多様な主体が積極的にまちづくりに参加する協働の仕組みづくりやシティセールスの推進が必要です。

また、ICTの進展によるAIやRPAなどの新たな技術を活用し、行政の効率化だけでなく、住民の利便性向上を同時に進めることで、目まぐるしく変化する社会に適応した柔軟な市民サービスを提供していくことが必要です。

特に、公共施設の維持管理・更新については、老朽化によるリスクや維持管理費の増大、改修や建て替えなど、多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが懸念されることから、長期的な需要を見据え、限られた財源の中で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていくことが必要です。

さらに、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題の解決のため、民間企業や大学、関係自治体等との連携などにより、民間のノウハウ、アイデア、技術を活用する幅広い分野で公民連携を推進することが必要です。

第6次八潮市総合計画 基本構想（素案）

第1章 計画の構成

第6次八潮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

○ 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、市民と市が協働してまちづくりを進める指針となるものです。

目標年次は令和17年度とし、本市の将来都市像及び分野別将来目標を示します。

○ 基本計画

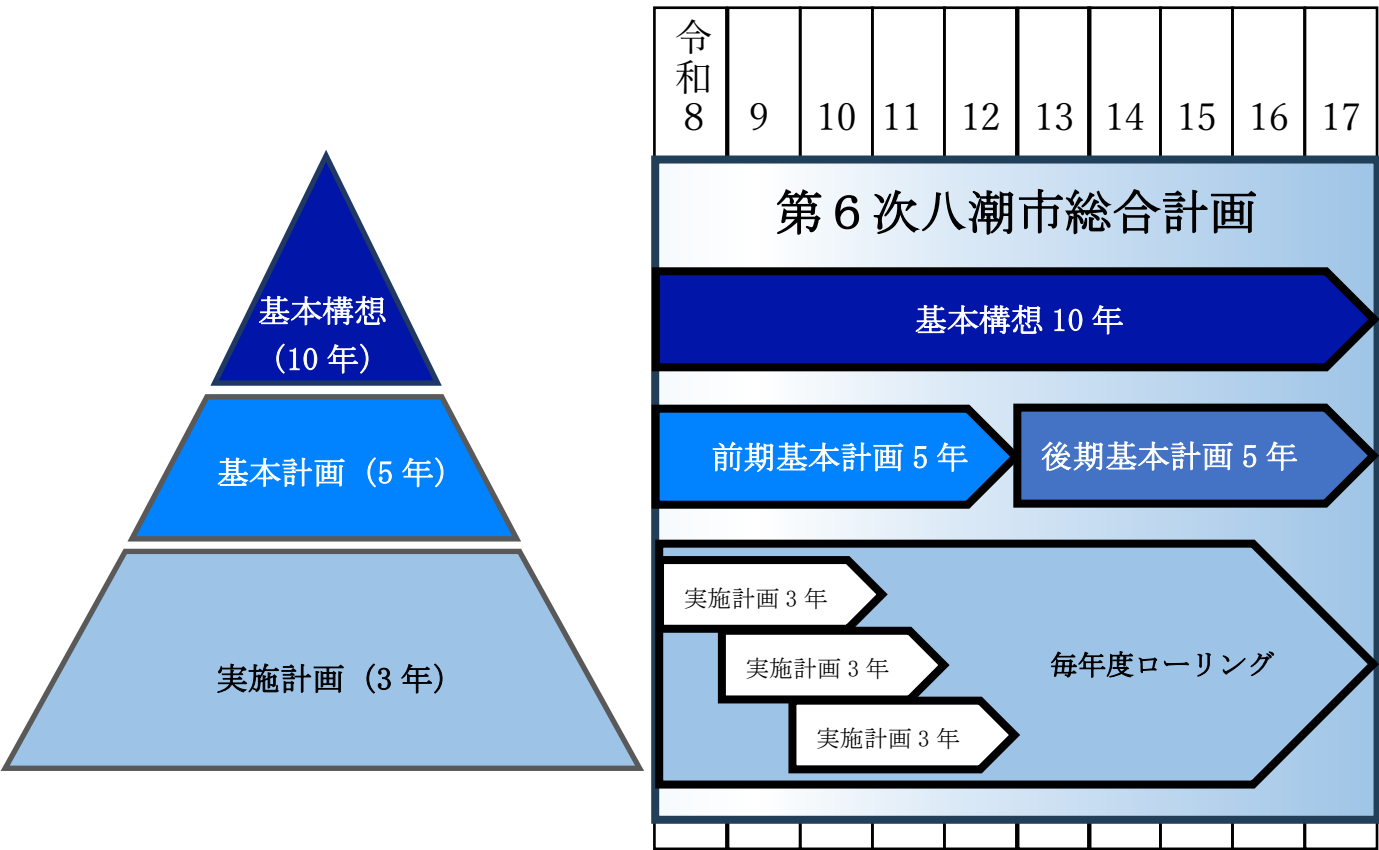
基本計画は、基本構想で定めた分野別将来目標に基づいた市の施策の内容を示すものです。

なお、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、前期5年、後期5年に区分して定めます。

○ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を実現させるための具体的な事業を示すものです。

計画期間は3年とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。



第2章 将来都市像

第1節 まちづくりの基本理念

八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として、「市民が自治の主体者である」ことを定めています。また、自治の4つの基本原則と、まちづくりの4つの基本原則を定めています。

第6次八潮市総合計画においては、この自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、さらに、先行きが不透明な中であっても持続可能な地域社会を構築していくため、「彩り」、「しなやかさ」の新たな視点を取り入れてまちづくりを進めていきます。

◎ 共生・協働のまちづくり

まちとは、様々な要素の共生と人々の協働によりつくられます。

市民一人ひとりの尊厳や人権が尊重され、世代や性別、国籍を超えて個性や価値観を認め合う共生社会をつくるとともに、人と人だけでなく、人と自然、これまで積み上げてきた歴史と現在の生活、そしてこれから築く未来との共生等、多様な共生により相乗効果を生み出し、まちづくりを進めていきます。

また、本市では、これまで市民と行政等が協働してまちづくりを推進してきました。今後も、市民を主体とし、市議会、行政とともにまちづくりを進めていきます。

◎ 安全・安心のまちづくり

安全なまちで安心して暮らすことは、全ての市民の願いであり、まちづくりの土台となるものです。

近い将来に発生することが懸念される大地震や近年頻発する集中豪雨等の自然災害に対し、被害を最小限に抑える強さと速やかに回復するしなやかさを兼ね備えるとともに、日々の暮らしにおける様々な犯罪の防止や交通安全対策等、市民の生活を取り巻くあらゆる分野で迅速かつきめ細かに対応できるまちづくりを進めていきます。

また、市民一人ひとりが安心感をもって暮らし続けていくために、自ら学び・考え・行動する機会を提供するとともに、日々の暮らしを支え合える人と人のつながりや地域のつながりを活かしながらまちづくりを進めていきます。

○ 彩り・しなやかさの視点

「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、まちづくりの推進にあたっては、多様な価値観や考え方を積極的に導入していく「彩り」と社会の様々な変化に迅速かつ柔軟に対応していく「しなやかさ」の新たな視点を取り入れて、まちづくりを進めていきます。

第2節 将来都市像

本市は、第5次八潮市総合計画の将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を目指してまちづくりを進めてきました。この将来都市像の考え方である「一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える住みやすさナンバー1のまち」であることは、全ての市民に共通する目標であり、これからもまちづくりを進めていくうえで目指すべき姿であると考えます。

そのため、第6次八潮市総合計画においては、この将来都市像を継承し、まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来都市像を次のとおり定めます。

住みやすさナンバー^{ワン}1のまち 八潮

～住むこと、住み続けることを
誇りに思えるまちを目指して～

本市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し支え合う地域コミュニティ、これまで培ってきた歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちを目指します。

また、本市は、都心に近接した交通利便性が高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。

この恵まれた環境を活かし、市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまで全ての人々が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちを目指し、市民一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を将来都市像として掲げます。

第3節 計画人口

八潮市の計画人口：10万人

本市の人口は、第6次八潮市総合計画の計画期間中は増加傾向で推移し、計画期間後に人口10万人に達する見込みです。その後、人口10万人程度で一定期間推移し、将来的に緩やかな減少傾向を示す見込みとなっています。このため、本計画の計画人口を10万人と定め、今後の施策を展開することとします。

第4節 土地利用構想

(1) 土地利用の基本理念

土地は、生活及び生産を通じた諸活動の共通基盤であり、現在から将来における市民の活動を支える市民のための限られた財産です。

日本全体において人口減少や少子高齢化が見込まれている中で、本市においては、当分、人口増加が続くと見込まれますが、これからの人口減少・少子高齢社会を見据え、市民の健康で文化的な生活環境の確保や地域の特性に応じた発展のための土地利用が求められます。

このため、本市では、次に示す土地利用の方針に基づく土地利用を推進し、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指します。

【土地利用の方針】

◆ 計画的かつ有効な土地利用

土地は、現在及び将来における市民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に土地利用を図ること」を基本とします。

本市において当分増加する住宅地の需要に対しては、良好な市街地を形成し、都市機能や居住を中心部や拠点の周辺に集積していきます。

◆ 安全・安心を実現する土地利用

安全・安心を実現する土地利用の観点からは、中川・綾瀬川の流域全体の関係者が協働して対処する流域治水をはじめ、災害に対する特性を踏まえ、「防災・減災」の視点に立った適正な土地利用を推進するとともに、被災後の速やかな復旧・復興を果たすため、国土強靱化の取組を推進します。

また、本市の安全性を高めるため、農地の持つ保水及び遊水機能、都市における雨水貯留機能を高め、排水施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図ります。

◆ 人と自然が調和し、持続可能な土地利用

人と自然が調和する土地利用の観点からは、土地の利用や管理を通じて生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに、水と緑のネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を推進します。また、持続可能で住み続けられるまちの実現のためには、民間活力を活用するとともに、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりなど、「コンパクト（必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点の構築）」、「スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現）」、「レジリエント（誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域の形成）」の3つの要素を兼ね備えた、持続可能なまちづくりに取り組みます。

(2) 都市構造形成の目標

◆ 都市核と地域核の形成

都市活動の中心部となる都市核としては、本市の顔となる八潮駅周辺を「八潮中心核」として、商業業務施設や公益施設等の多様な機能の集積と既存機能の維持により核の形成を図ります。また、市役所周辺を「シビックセンター」として、公益・文化施設等の多様な機能の維持・充実により核の形成を図ります。

地域の拠点となる地域核としては、市内の北部、東部、西部を各地域の拠点とし、北部拠点では、産業機能を主体とした緑豊かな拠点形成を図ります。また、東部拠点では、既存の公共公益施設等の機能維持に取り組むとともに、文教・レクリエーション機能の充実を主体とした拠点形成を図ります。さらに、西部拠点では、土地区画整理事業の進捗とともに、首都高速6号三郷線八潮南ランプに近接する交通利便性を活かし、商業・文化機能等を主体とした拠点形成を図ります。

なお、核と拠点の形成に当たっては、民間活力の活用により都市機能の導入を図るなど、公民連携による核と拠点の形成を推進します。

◆ 交通ネットワークの形成

各拠点を相互に結び、有効に活用していくため、八潮中心核とシビックセンターを結ぶ「都市軸」及び各拠点が有する機能を相互に補完し、効果的に活用していくための環境整備を推進する「地域交流軸」の形成を図ります。

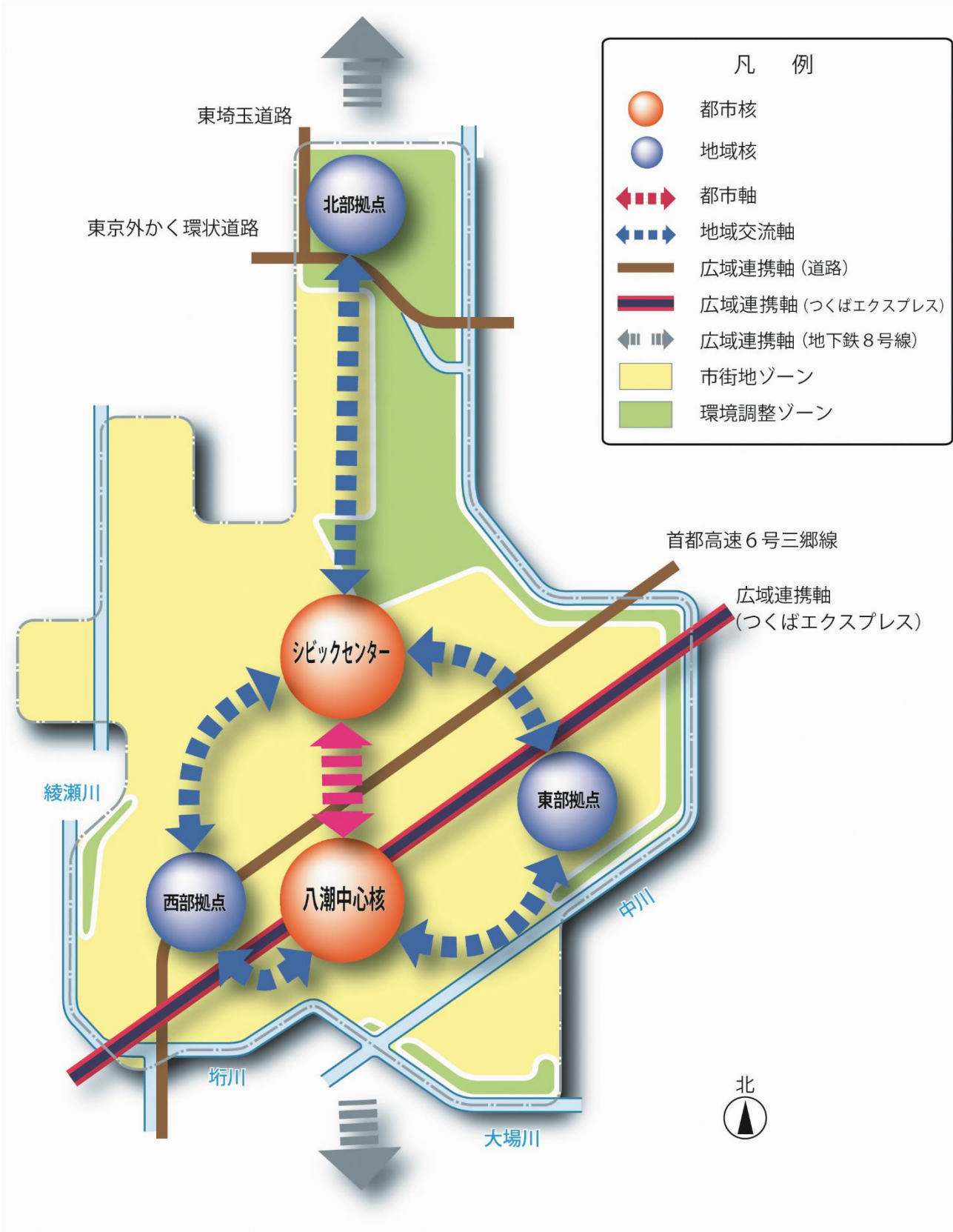
また、市内の各拠点への移動を円滑に行う交通ネットワーク及び周辺都市との移動・交流を支える交通ネットワークの形成を図ります。

◆ 市街地ゾーンと環境調整ゾーンの形成

市街地ゾーンとしては、生活の質の向上を図るため地域に応じ住宅地、工業地、商業地を適正に配置し、調和のとれた良好な土地利用を推進するとともに、市民活動や日常生活の利便性を高めるため、都市機能の集約化を推進します。

環境調整ゾーンとしては、豊かな自然環境や農地の保全・活用を図るとともに、自然と調和した住環境の保全を図り、人と自然が共生するための土地利用を推進します。

将来都市構造図



第3章 分野別将来目標

第1節 誰もが輝き心豊かに暮らせるまち

(子育て・教育・文化)

安心して子どもを産み育てられるよう、地域における子育て環境を整備し、子育てがしやすいまちを目指します。

次代を担う子ども一人ひとりが自ら学び、考え、行動する力を身に付け、それぞれの個性や可能性を伸ばせるように支援するとともに、市民が生きがいをもって暮らせるよう、気軽に学習活動や文化活動を行うことができる環境づくりを進め、あらゆる世代が互いに高め合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。

また、ダイバーシティ社会の実現に向け、年齢や性別などに関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

第2節 みんなで支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(健康・福祉)

高齢者や障がいがある人などの誰もが健やかで心豊かに自分らしい生活を送ることができるよう、主体的な健康づくりを支援するとともに、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりや医療、保健、福祉の連携と充実など、心身ともに健康で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

第3節 強くしなやかな安全で安心して暮らせるまち

(防災・防犯・消防)

あらゆる危機や災害から市民を最大限守るため、市民一人ひとりの意識の醸成と自分の身を守るために必要な知識や技術の習得を支援するとともに、日頃から防災・減災に向け、市民、地域、企業、行政が連携し、お互いに支え合い、助け合うコミュニティを構築することで、地域の安全を守るとともに、犯罪や事故のない、誰もが「安全・安心」に暮らせるまちを目指します。

第4節 魅力と活力に満ちたにぎわいあふれるまち

(産業経済・観光)

農業、商業、工業、観光などの産業領域において、それぞれの状況に応じた担い手、人材の育成・確保のための各種支援、市内の優れた製品などを市内外に情報発信することや産学官連携による新たな価値の創造などに取り組み、競争力の高い産業づくりを目指します。

また、都心に近接した交通利便性の良さや水辺などの美しい自然環境などの恵まれた地域の特性を活かすことで、交流人口や関係人口の拡大を図り、人々が行き交うにぎわいと活力のあるまちを目指します。

第5節 良好な環境で快適に暮らせるまち

(都市基盤・環境)

道路、公園、上下水道などの都市基盤及び公共交通の整備や自然と調和した良好な環境と景観に配慮した街並みを形成し、やすらぎと潤いを感じながら、市民が安全・快適に暮らせる環境を目指します。

また、本市において将来的に予測される人口減少や更なる高齢化を見据えた都市空間や住環境の整備を進め、豊かな自然と共生する、持続可能で誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

第6節 未来につながるまちづくり

(コミュニティ・自治体経営)

互いを思いやり、理解し、助けあいながら、安心して自分らしく暮らすことができるコミュニティを形成し、人と人、人と地域とのつながりやふれあいを大切にするまちを目指すとともに、性別などによらず、多様なまちづくりの主体が、地域の課題を共有し、それぞれの特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進します。

また、本市の特色や魅力を効果的に発信することで、地域の活性化や更なる都市イメージの向上を目指します。

さらに、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やアセットマネジメントの推進、民間活力の導入など、限られた経営資源の中で費用対効果を十分に見極め、健全で効率的な自治体経営を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。

第6次八潮市総合計画 基本計画（素案）

基本計画の構成

基本計画は、基本構想第3章「分野別将来目標」に基づいた市の主要施策の内容を示すもので、全40節で構成しています。

計画の内容は、節ごとに「SDGsへの貢献」「現状と課題」「基本目標」「施策の内容」「関連する指標」「関連計画」の6項目で構成しています。

○基本計画を構成する6項目の内容

SDGsに掲げられている17のゴールと関連するアイコンを掲載しています。

節ごとの現状と主な課題を掲載しています。

将来都市像の実現のため、節ごとに目指すべき目標を掲載しています。

「基本目標」を実現するために必要な取組内容を掲載しています。

各施策に紐づく事務事業に定める指標から二つ掲載しています。

関連する分野別の計画を掲載しています。

第1節 全てのこどもの幸せづくり（児童福祉・母子保健）



1 現状と課題

本市においては、つくばエクスプレスの開通を契機とした人口増加、核家族化や女性の社会参画、就労形態の多様化等に対応した子育て支援の充実が急務となっています。

また、安心して妊娠、出産し、ゆとりをもって健やかにこどもを育てる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

このような中、本市では、こどもの最善の利益を図る「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行っています。こどもたちのために何がもっともよいことが常に考え、こどもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するため、様々な子育て支援の充実が求められています。

さらに、不安定な経済状況や地域社会の変容等により、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきており、子育て家庭が地域の中で孤立しがちな傾向にあります。このため、こども家庭センターが中心となって関係機関が情報を共有するとともに、子育てに困難を抱える家庭の実態把握や支援の充実を図ることが求められています。

2 基本目標

子育て支援における主役は、こども自身であり、子育てをする親です。「こどもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」という認識の下、子育てを地域全体で見守り、こどもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでいます。

また、子育ての当事者や今後の社会を担うこどもや若者の視点と意見は非常に重要であり、それらの方のニーズを的確に捉え、様々な施策を展開することにより『こどもも 親も輝けるまち やしお』の実現を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 子育て支援の推進	・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業等を充実し、子育て家庭の交流の促進や子育てに関する情報を発信します。 ・こども医療費や児童手当等の支給により、家庭生活の安定とこどもの健全育成を促進します。
(2) こども家庭センター機能の充実	・妊産婦や乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行います。 ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談支援を行います。 ・虐待の未然防止や再発防止、ヤングケアラーに対応するため、関係機関と連携を図り相談支援体制を強化します。
(3) ひとり親家庭等の支援の推進	・ひとり親家庭等が安定した生活を送り、安心して子育てができるよう、経済的な支援を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)
利用者支援事業（基本型）利用件数	403 件	439 件
にじいろ子育て相談室相談件数	2,282 件	2,310 件

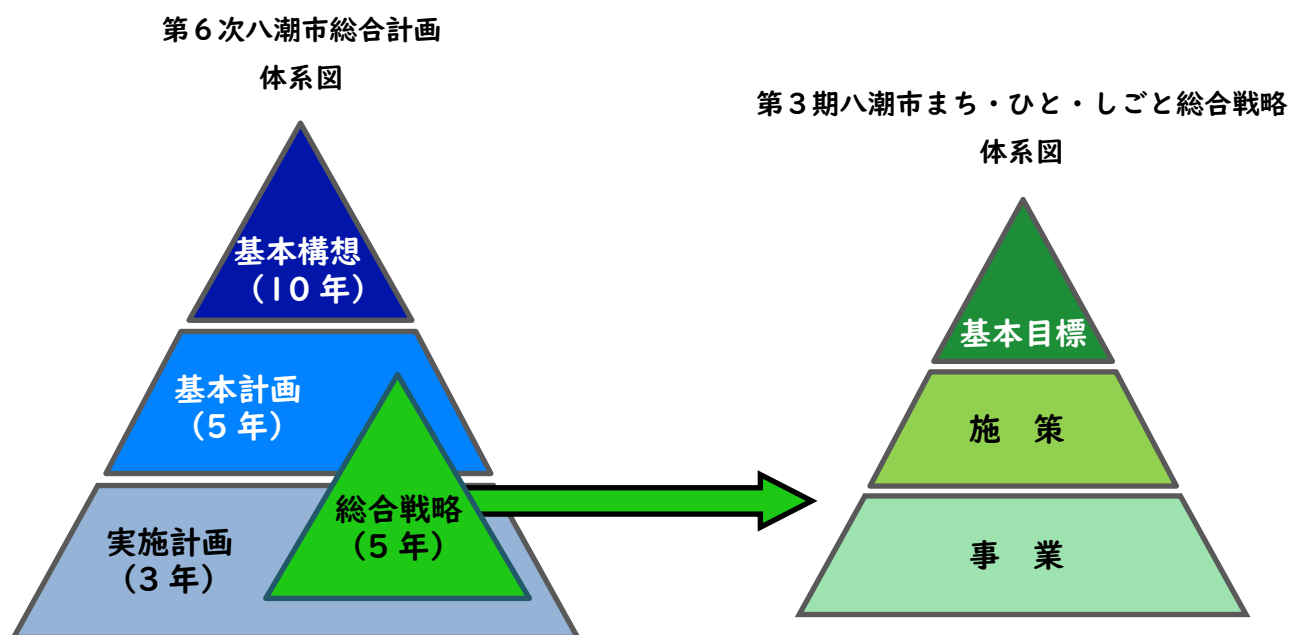
5 関連計画

○八潮市こども計画

第3期 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

総合戦略とは、全国的な人口減少問題の克服や地域活性化を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するものです。

本市においては、「第6次八潮市総合計画」の基本計画及び実施計画のなかに「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置づけ、一体的に取り組みます。



○期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5か年）

○基本目標

本市の社会課題の解決や魅力向上を図るため、基本目標を次の4つとし、デジタルの力を活用しつつ、取組を進めます。

《基本目標1》 産業の振興による持続可能で活気のあるまちづくり

方向性 農業、商業、工業などの産業領域において、人材の育成・確保のための各種支援等により、地域産業の活性化を図るとともに、新たな時代に対応した競争力の高い産業づくりを目指し、持続可能で活気のあるまちを目指します。

《基本目標2》 人や情報の交流による「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の推進

方向性 本市の魅力発信や地域資源を活かしたイベント等の開催などにより、訪れたいまち・住みやすいまちとしての認知度の向上とイメージアップを図るとともに、都心に近接した交通利便性など地域の特性を活かすことで、交流人口や関係人口等の拡大を図り、人々が行き交うにぎわいと活力のあるまちを目指します。

《基本目標３》 保育や教育の充実による親子が安心できる子育て環境づくり

方向性 安心して子どもを産み育てられるよう、地域における子育て環境を整備するとともに、次代を担う子どもたちの教育環境の充実を図ることで、子どもたちが健やかで幸せに成長し、親も自分の時間を大切にしながら子育てできる、親と子がともに安心して暮らせるまちを目指します。

《基本目標４》 誰もが暮らしやすい、安全・安心なまちづくり

方向性 交通安全や防犯に関する意識の啓発を行うとともに、昨今頻発化・激甚化する災害に対する地域防災体制の強化や、コロナ禍以降急速に発展した社会生活のデジタル化に対応した利便性の高い地域を構築することで、誰もが暮らしやすい、安全・安心なまちを目指します。

○施策及び事業

第３期総合戦略の施策及び事業については、総合計画に掲げている施策及び事業の中から基本目標の達成に向けて効果的なものを用いることとします。なお、総合戦略に位置づける対象事業を含む施策には、総合計画の基本計画内に右のアイコンを表示します。

総合戦略

○数値目標及び重要業績評価指標（ＫＰＩ）

基本目標に掲げる数値目標は、定量的な数値を定め、重要業績評価指標（ＫＰＩ）は、総合計画の実施計画において各事業で定めた指標とし、毎年度効果検証を実施します。

第Ⅰ章

子育て・教育・文化

第1節 全てのこどもの幸せづくり（児童福祉・母子保健）



1 現状と課題

本市においては、つくばエクスプレスの開通を契機とした人口増加、核家族化や女性の社会参画、就労形態の多様化等に対応した子育て支援の充実が急務となっています。

また、安心して妊娠、出産し、ゆとりをもって健やかにこどもを育てる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

このような中、本市では、こどもの最善の利益を図る「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行っています。こどもたちのために何がもっともよいことが常に考え、こどもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するため、様々な子育て支援の充実が求められています。

さらに、不安定な経済状況や地域社会の変容等により、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきており、子育て家庭が地域の中で孤立しがちな傾向にあります。このため、こども家庭センターが中心となって関係機関が情報を共有するとともに、子育てに困難を抱える家庭の実態把握や支援の充実を図ることが求められています。

2 基本目標

子育て支援における主役は、こども自身であり、子育てをする親です。「こどもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」という認識のもと、子育てを地域全体で見守り、こどもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでいきます。

また、子育ての当事者や今後の社会を担うこどもや若者の視点と意見は非常に重要であり、それらの方のニーズを的確に捉え、様々な施策を展開することにより『こどもも 親も 輝けるまち やしお』の実現を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 子育て支援の推進	・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業等を充実し、子育て家庭の交流の促進や子育てに関する情報を発信します。 ・こども医療費や児童手当等の支給により、家庭生活の安定とこどもの健全育成を促進します。
(2) こども家庭センター機能の充実	・妊産婦や乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行います。 ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談支援を行います。 ・虐待の未然防止や再発防止、ヤングケアラーに対応するため、関係機関と連携を図り相談支援体制を強化します。
(3) ひとり親家庭等の支援の推進	・ひとり親家庭等が安定した生活を送り、安心して子育てができるよう、経済的な支援を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
利用者支援事業（基本型）利用件数	403 件	439 件
にじいろ子育て相談室相談件数	2,282 件	2,310 件

5 関連計画

○八潮市こども計画

第2節 子育てを支える環境づくり（保育サービス）



1 現状と課題

本市においては、増加する保育ニーズに対応するため、令和7年4月時点で市内に38か所の保育所等を設置して、保育事業を実施しているほか、延長保育や障がい児保育など様々な保育需要への対応に努めています。また、小学校の放課後における保育需要に対応するため、令和7年4月時点で学童保育所（放課後児童クラブ）を15か所開設しています。

今後も子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、保育所等の待機児童を解消するとともに、多様なニーズに応じた取組を推進し、様々な子育てに関する負担の解消を図るための事業を展開していく必要があります。

また、次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点からこどもが放課後や長期休暇を安心して過ごせる環境を整えるため、学童保育所等の充実を図ることが必要です。

2 基本目標

就労等により保育を必要とする保護者に代わってこどもの健やかな育ちを支援する環境を整備することにより、充実した保育サービスを提供することで子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる環境を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（1）保育環境の充実	・ 保育需要の増加に対応するため、保育所等・学童保育所の整備や待機児童対策を進めます。
（2）保育内容の充実	・ こどもの健全育成を図るとともに保護者の子育てにおける負担を軽減するため、通常保育の他に、延長保育、一時保育、障がい児保育及び学童保育所等、多種多様な保育内容を充実します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
保育所等施設の確保提供量	3,324人	3,513人
保育所等待機児童数	39人	0人

5 関連計画

○八潮市こども計画

第3節 次代を担う人づくり（幼児教育・学校教育）



1 現状と課題

急速に変化する時代をたくましく生き抜く子どもたちを育成するために、幼児教育や学校教育の在り方の変容が求められています。基礎的・基本的な知識・技能を習得するだけでなく、活用や探究といった活動を通して、自ら課題を見付け解決を図ったり、周囲と協働しながら粘り強く取り組んだり、答えがない課題に対して納得解を導いたりする力の育成が求められています。

本市では、平成18年度に小中一貫教育を導入し、学力向上や不登校などの教育課題に取り組んできましたが、不登校児童生徒数はここ数年再び増加に転じています。また、特別支援教育の充実、教育相談体制の整備、いじめ問題への対応、1人1台端末の活用といった課題への対応も求められています。

今後は小中一貫教育を土台としながら、多様化・複雑化するニーズへの丁寧な対応を進めるとともに、夢や希望を持ち、主体的に社会と関わり、よりよい未来を創造できる子どもたちを育成していきます。

八潮駅周辺の学校の児童生徒数が増加する一方で、市域北部の学校の児童生徒数が減少しており、この傾向が今後も続くことが見込まれるため、学校の適正配置について検討を進めています。

学校給食では、令和6年2月に策定した八潮市学校給食ビジョンに基づき、安全で安心できる給食の提供を持続できるよう衛生管理を強化するとともに、生活に欠かせない「食」について、多くの知識を習得し生活に役立てる「食育」の充実を図っています。

学校施設では、昭和40年代後半から50年代前半にかけての児童生徒が急増した時期に整備されたものが多く、経年による老朽化や機能低下が進行しています。

GIGAスクール構想は始まりから約3年が過ぎ、1人1台端末を活用した学習は日常となり、今後も継続して取り組みます。

2 基本目標

小中一貫教育を通して、学力・体力の向上と豊かな心の育成を図るとともに、学校・家庭・地域の連携、大学や企業との連携を深め、子どもたちの夢や目標を育み、ふるさと八潮を愛し、自信を持って社会へはばたく子どもたちの育成を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 教育内容の充実	・市内全ての小中学校で、小中一貫教育を推進します。 ・大学や企業等と連携した体験活動を実施します。 ・外国語教育やキャリア教育など、学校の教育活動を充実します。
(2) 教育環境の充実	・人口動態を踏まえた適正な学校配置を進めます。 ・施設・設備の改修に努め、児童生徒の安全、良好な教育環境を確保します。 ・等しく教育を受ける機会を与え、教育の円滑な実施のため、保護者への就学援助や、高校や大学等へ進学するための教育費貸付制度等を充実します。
(3) 指導体制の充実	・少人数指導補助教員や理科支援員、ALTなど、学校をサポートする職員等を配置します。

項目	施策の展開
(4) 食育、健康・安全教育の充実	・学校給食センターの設置に向けた具体的な計画を策定し、その取組を推進します。また、安全・安心な学校給食の提供に努め、食育を充実します。 ・体力向上に係る取組や保健教育の充実を図る取組などを実施します。 ・危機管理体制の充実や交通事故防止に係る取組を推進します。
(5) 多様なニーズに対応した教育の充実	・特別支援教育介助員やさわやか相談員など、学校をサポートする職員を配置します。 ・教職員の指導体制の充実が図れるよう、いじめ・不登校などに関する研修を実施します。 ・相談体制の充実のため、教育相談所に専任教育相談員や臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置します。
(6) 家庭や地域と一体となった教育体制の充実	・学校における学校応援団の活動を支援します。
(7) 幼児教育の推進	・市内私立幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が連携した会議を開催します。 ・アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを充実します。 ・幼児教育の充実と教職員研修の奨励のため、市内私立幼稚園に対して助成金を交付します。
(8) 学校ＩＣＴ教育の充実	・情報活用能力の育成を図るため、各学校において、児童生徒の健康に留意しながら、コンピュータ等の情報手段を適切に活用した学習活動を充実します。 ・教職員のＩＣＴ活用指導力の向上とともに、授業において効果的に活用できるよう、充実した研修の機会を提供します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
不登校児童生徒の発生率	小 1.66% 中 7.04%	小 0.50% 中 5.00%
食育の実施回数	93 回	100 回

5 関連計画

- 八潮市教育計画「はばたき」
- 八潮市学校施設長寿命化計画
- 八潮市学校適正配置指針・計画
- 八潮市学校給食ビジョン

第4節 心豊かな青少年を育む環境づくり（青少年育成）



1 現状と課題

急激な情報化社会の進展や、核家族化・少子化の進行に加え、都市化の進行による子どもの遊び場の減少、ライフスタイルの変化は、地域社会における人間関係及び連帯意識の希薄化をもたらし、青少年を取り巻く社会環境は変化しています。特に、犯罪の低年齢化や規範意識の低下に加え、インターネットの長時間の利用による生活習慣の乱れや有害情報と接するリスクの増加等が懸念されています。このように、青少年を巡る問題は深刻化しつつあり、社会をあげた取組が求められています。

本市では、次代を担う青少年の健全育成を推進するため、青少年育成八潮市民会議をはじめとする青少年関係団体の活動支援や団体相互の連携強化の促進を図り、青少年の主張大会や青少年の見守り活動等、様々な青少年育成事業を実施してきました。

これからの社会を担う青少年には、社会に貢献し次代を創造するたくましさ豊かな人間性が求められます。また、青少年が夢を抱き自己実現を目指す社会人として活躍できるような社会規範と豊かな職業意識を育む必要があります。

今後は青少年が環境の変化に対応できるように、地域社会における様々な社会参加活動を促進し、青少年が気軽に集い、世代間交流ができる安全で安心な居場所や機会を確保するなど、家庭・学校・地域や行政等の青少年育成関係者と連携し、広い分野での取組を充実させる必要があります。

2 基本目標

家庭・学校・地域や青少年育成関係団体等が連携して、地域全体で心豊かな青少年を育てる環境づくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 青少年育成体制の充実	・ 青少年育成関係団体の活動を支援します。 ・ 八潮市青少年育成推進員の活動を支援します。 ・ 市民、青少年関係団体の連携によって組織された青少年育成八潮市民会議との協働を推進します。 ・ ジュニアリーダー養成研修会を実施します。 ・ 八潮市子ども会育成連絡協議会と連携し、指導者のための研修会やレクリエーション講習会等を実施します。
(2) 青少年活動の推進	・ 八潮市ジュニアリーダー会等が行う青少年ボランティア活動や社会参加への活動を支援します。 ・ 市民まつり、資源回収、ごみゼロ運動等への青少年参加を促進します。 ・ 八潮市成人式実行委員会の活動を支援します。 ・ 家庭、学校、地域、青少年関係団体等と連携し、放課後子ども教室や自然体験活動等を実施し、小・中・高校生の居場所づくりを進めます。 ・ やしお子ども週末活動実行委員会との協働により居場所の確保を進めます。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
やしお子ども週末活動実施回数と参加者数	18 回 2,076 人	40 回 5,200 人
ジュニアリーダー養成研修会修了者数 （申込定数 30 人（毎年））	13 人	30 人

5 関連計画

○ハ潮市教育計画「はばたき」

第5節 社会の要請に応えた教育の環境づくり（生涯学習・社会教育）



1 現状と課題

市民の学習に対するニーズは、自らの個性や能力を伸ばすための新たな知識や技術を習得するのみならず、精神的な充足や人との交流、更には生きがいを見いだすことにまで多様化しています。

このような市民の多様化する教育ニーズに応えるため、様々な分野において社会教育活動の充実が求められています。社会の変化に応じた講座等の実施、公民館・図書館等の社会教育施設や設備の充実等、社会の要請に応えた教育の環境づくりを充実させる必要があります。

一方で、地域住民が地域をつくるという考えのもと、市民大学・大学院や公民館等において地域課題の解決に向けた講座を実施し、地域で活躍する人材を育成してきました。

今後もより一層地域の課題に即した教育に努め、教育を受けた人材が、各地域において教育活動を広げていけるような取組が必要です。

さらに、家庭の教育力向上のため、家庭教育に関する学習機会及び情報提供等の充実を図る必要があります。

2 基本目標

社会の要請に応えた教育の環境づくりが進み、市民の様々な社会教育に対するニーズが満たされ、地域全体で「持続可能な開発のための教育」を推進することで、これまで以上に共生・協働のまちづくりを目指します。

また、家庭教育に関する学習機会が充実し、家庭の教育力が向上することを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 社会教育活動の充実	・市民のニーズや社会の要請に応えた公民館講座を開催します。 ・小中学校において、生涯学習学校開放講座を開催します。 ・図書館において、定期的に朗読会や上映会等を行います。 ・まちづくりの担い手づくりのため、生徒確保の方策を検討しながら市民大学及び市民大学大学院の内容を充実します。
(2) 家庭における教育の充実	・家庭教育学級では開催方法を検討し、できるだけ多くの小中学校において家庭教育学級を実施します。また、子育てに必要な知識や技能を学ぶ親のための講座や親になるための講座を開催します。
(3) 社会教育環境の整備	・図書館において、図書館資料の貸出や特集図書の展示を行います。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
社会教育に関する講座数と参加人数	53 講座 2,826 人	70 講座 3,500 人
図書館利用者数と貸出数	190,547 人 385,336 点	229,000 人 555,700 点

5 関連計画

○八潮市教育計画「はばたき」

○八潮市図書館公民館ビジョン（子ども読書活動推進計画・読書バリアフリー推進計画）

第6節 人権を尊重する社会づくり（人権・平和教育）



1 現状と課題

私たちは基本的人権を尊重し、明るい社会を築く責任を有しています。人権は、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利です。「21世紀は人権の世紀」といわれながら、四半世紀が過ぎた現在もなお、結婚や就職差別が依然として存在する部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（児）、外国人、LGBTQ等を巡る人権問題のほか、近年は差別を助長するようなインターネット上での書き込みやヘイトスピーチなどの様々な人権問題が生じています。また、社会的経済的地位の固定化が進む「格差社会」が、新たな人権問題を生む要因の一つともなっています。

これまで本市では、部落差別をはじめ様々な人権問題の解決を目指し、差別と偏見を解消するため、あらゆる学習の機会に人権教育を取り入れ、人権教育の充実に努めてきました。今後も、基本的人権が尊重され、誰もが平等に社会に参画し、喜びや生きがいを実感しながら安心して生活できる明るい社会づくりを推進するため、人権教育及び啓発活動等の総合的な取組を行う必要があります。

恒久平和は人類共通の願いではありますが、世界中では依然として紛争やテロ活動により人々の生活が脅かされています。本市では平成24年1月15日に行った「平和都市宣言」に基づいた平和事業を行っていますが、戦争を体験した方の高齢化により、体験談を聞く機会が減っているため、戦争の記憶の風化が懸念されています。

2 基本目標

家庭・学校・地域や職場等のあらゆる場において、また、様々な機会を捉えて、人権教育についての学習機会を提供するとともに人権に関する啓発活動を実施します。

市民一人ひとりの人権に対する意識の高揚が進み、差別や偏見がなく、出身地や国籍、年齢、障がいの有無、性の多様性を認め、誰もがあらゆる分野で活躍することのできるダイバーシティ社会の実現を目指します。

だれもが人権の大切さに対する理解を深め、市民一人ひとりの人権に対する意識の高揚が進み、差別や偏見のない明るいまちづくりを目指します。

戦争の悲惨さや平和の尊さが理解され、争いのない平和な社会を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 人権教育の推進	・ 八潮市人権教育推進協議会や関係機関と連携し、人権教育を推進します。 ・ 各種人権教育研修会や人権教育及び同和教育指導者養成講座を実施します。
(2) 人権啓発の推進	・ 様々な人権問題の解消のため、研修会、広報紙やホームページを通じた各種啓発活動を充実します。 ・ 関係団体等と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための啓発活動を展開します。 ・ 人権標語や人権作文等の募集や人権啓発ビデオの貸出等を通じて市民の人権意識の高揚を図ります。 ・ 八潮市ダイバーシティ社会推進方針に基づき、多様性を認め、受け入れ、活かすことのできるダイバーシティ社会に関する啓発を推進します。

項目	施策の展開
(3) 平和意識の高揚	・ 公共施設で平和パネル展等を実施し、市民に対して平和について考える機会を提供します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
人権に関する研修、催事回数と参加者数	18 回 1,004 人	35 回 1,200 人
平和パネル展実施回数	3 回	5 回

5 関連計画

- 八潮市教育計画「はばたき」
- 八潮市人権施策推進指針
- 八潮市部落差別を解消するための行政の基本方針
- 八潮市部落差別を解消するための同和教育の基本方針
- 八潮市人権施策実施計画
- 八潮市ダイバーシティ社会推進方針

第7節 個性あふれる豊かな市民文化づくり（市民文化）



1 現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの考えの広がりや平均寿命の伸長、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、文化芸術に対する市民の関心はますます高まることが予想され、従来の文化活動と併せて、より広い視野に立った市民文化の振興が求められています。

現在、本市には、八潮市民文化会館、八潮市民文化会館駅前分館、八潮市立資料館等の文化施設を設置しており、これらの施設を拠点に各種文化活動が行われています。

今後は、多様化する市民の文化芸術へのニーズに応えるとともに、市民自らが文化活動に参加できる機会を更に充実させること、文化活動団体の育成や支援を図ることが必要です。

また、本市の歴史文化を今に伝える文化財については、人々の生活様式や地域社会の変化に伴い消失・散逸の危険性が高まっています。このため、今後も文化遺産を取り巻く環境の整備に努めるとともに多くの人に関心を持ってもらうため、文化財の魅力や本市の歴史文化に関する情報の発信を進め、文化遺産の保存と後世への継承を図ることが必要です。

2 基本目標

個性あふれる豊かな市民文化と豊かな人間性を育み、新たな文化活動の創造を目指します。
市民がまちの歴史や文化に誇りをもち、皆で協力し合い守り伝えていくまちを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）文化活動の推進	・文化イベントや講座を開催し、文化に触れ親しむ機会を充実します。 ・八潮市文化協会等、文化活動団体に対して支援を行います。 ・新たな文化活動団体の育成を推進します。 ・文化活動の活性化のため、関係団体と連携した事業を実施します。
（２）文化財保護環境の整備	・文化財所有者や保持団体等に対して支援を行います。 ・文化財活用のための環境整備や文化財関連イベントを実施し、市民が文化財に触れ合う機会を提供します。 ・文化財調査を行い、新たな文化財を把握します。 ・行政、文化財関係者、文化財愛護団体、市民が相互に協力し、文化遺産の保存活用を図る仕組みを作ります。
（３）情報収集と発信力の強化	・資料館の展示会や講座等の事業、公式WEBサイト等を通じて本市の歴史文化を広く市内外に情報発信します。 ・学校で行われる社会科授業や郷土学習を支援します。 ・地域に残る古文書や歴史公文書の収集・調査研究を進め、市民の利用に供します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
芸術文化に関する講座数の開催	8 講座	12 講座
郷土の歴史文化に関する講座数の開催	65 講座	80 講座

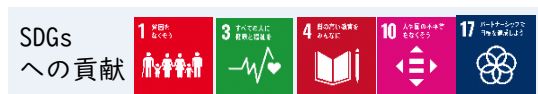
5 関連計画

- 八潮市公共施設マネジメントアクションプラン
- 八潮市教育計画「はばたき」
- 八潮市環境基本計画

第2章

健康・福祉

第1節 ともに支えあう、心豊かな健康づくり（健康・保健）



1 現状と課題

少子高齢化の更なる進展、社会環境の多様化、地域のつながりの希薄化や健康格差が拡大する中、生活習慣病やこころの病気は増加しており、健康づくりの取組はより重要性を増しています。

本市はこれまで、ライフステージに応じた健康づくりのため、健康増進事業や予防接種事業等を実施してきました。特に、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動として「八潮いこい体操」や「健康づくり懇話会」を推進し、健康寿命は着実に延伸しています。

一方、コロナ禍を経て、より生活スタイルが多様化し、生活リズムや食生活に乱れが生じるなど、生活習慣病の危険性は大人だけでなく子どもにまで及んでいます。また、本市は、がん検診の受診率が埼玉県内でも低い状況です。

今後も、全ての市民が健やかで心豊かな生活ができるよう、誰一人取り残さない健康づくり活動を町会・自治会、関係団体等と協働で展開できるよう、環境を整備する必要があります。

2 基本目標

一人ひとりが生涯を通して、健やかで心豊かに生活できるよう、自分自身の健康について関心をもち、自らの健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域の中でともに支え合いながら、身近なところで健康づくりの推進を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 心豊かな健康づくりの推進	・市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、幅広い世代へ健康に関する情報等を提供します。 ・地域住民や町会・自治会、ボランティア等と協働し、身近なところで気軽に取り組める健康づくり事業を展開します。
(2) 保健サービスの充実	・ライフステージに応じた健康づくりを支援するため、健康増進事業や予防接種事業を充実します。また、関係機関と連携し、市民の健康づくりを支援する体制を強化します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
がん検診受診率（肺がん検診）	2.3%	5.0%
コバトン ALK00 マイレージの登録者数	—	1,500 人

5 関連計画

- 八潮市健康づくり行動計画
- 八潮市いのち支える自殺対策計画

第2節 いのちを守る医療体制づくり（医療）



1 現状と課題

高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の高度化に伴い、医療に対するニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症の発生が続いています。さらに、増加し続ける救急搬送件数、医師の働き方改革などにより、救急医療を取り巻く状況にも変化が見られます。

こうした中で、様々な医療ニーズに対応し、適切な地域医療を提供するため、医療体制の整備、充実が強く求められています。

令和6年度末現在、市内には病院4か所、一般診療所37か所、歯科診療所36か所、また、初期救急の医療機関として休日診療所が1か所あります。市内から通院可能な市外の診療所も含めた場合、本市では各種診療科目を受診できる体制がおおむね整っているといえますが、適切な医療を効率的に提供するために、引き続き専門的な医療機関の誘致活動を続ける必要があります。

また、地域における医療施設相互の連携支援や救急医療体制等も含めた体系的な地域医療体制の整備を促進するとともに、救急医療への適正受診に関する情報発信を行う必要があります。さらに、日頃の健康管理や病気の早期発見、早期治療のため、健康について相談できるかかりつけ医の普及と定着を促進する必要があります。

2 基本目標

市民一人ひとりがかかりつけ医を持ち、日頃から健康について医療機関に相談し、自分自身の健康管理に努められることを目指します。また、救急医療体制を整備し、救急時に市民が適切に医療機関を受診でき、安心して暮らせることを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 地域医療提供体制の充実	・地域の医療機関との協力体制の充実を図り、市民が住み慣れた地域において良質かつ適切な医療サービスを効率的に受けられる環境を整備します。 ・市民が自ら健康管理を行うための日常的な医療の基盤となり、必要に応じて専門医療機関との連携を行うかかりつけ医の定着を推進します。 ・「産科誘致に係る支援方針」を見直すとともに、引き続き産科誘致に関する周知を推進します。
(2) 地域救急医療体制の整備	・初期救急医療体制を確立するため、休日診療所を円滑に運営します。 ・埼玉県東部南地区の第二次救急医療に協力する医療機関に対し、運営や設備整備のための支援を行うとともに、市民に対し、相談窓口を周知するなど、救急医療体制の充実を進めます。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
かかりつけ医（医師・歯科医師・両方）を持つ市民の割合	73.8%	85.0%
休日診療所の年間の診療日数	71日	71日

5 関連計画

○ハ潮市健康づくり行動計画

第3節 誰もが安心して生活できる社会づくり（医療保険・国民年金）



1 現状と課題

国民健康保険制度については、医療の高度化や高齢化等に伴い医療費が年々増加する中、将来にわたり国民皆保険を維持するため、これまで以上に医療費の適正化に向けた取組や財源の確保等、制度の適切な運用が求められています。

このため、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度の安定的な運営に努めています。

また、後期高齢者医療制度については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、制度の適切な運用に努めています。

さらに、国民年金制度については、年金が市民の老後等における所得保障としての大きな役割を果たすことができるよう、国や日本年金機構との連携を図りながら、市民の制度に対する理解の促進に努めています。

2 基本目標

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度が安定的に運用され、市民が必要な医療保険サービスを受けることができることを目指します。また、国民年金制度に対する理解が進み、市民が制度に基づき年金を受給することができることを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）国民健康保険制度の適切な運用	・ 埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、安定した国民健康保険制度の運営を図るため、適切な保険税率の設定、収納率向上対策の実施等、必要な財源の確保に努めるとともに、特定健康診査や特定保健指導等による医療費適正化に向けた取組を実施していきます。
（２）後期高齢者医療制度の適切な運用	・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、健康診査等の保健事業や保険料の収納率向上対策等を実施し、後期高齢者医療制度を適切に運用します。
（３）国民年金制度の理解促進	・ 国や日本年金機構との連携を図りながら、広報紙やホームページの活用、年金相談等を通じて、国民年金制度の理解促進に努めます。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
特定健康診査受診率	38.8%	60%
特定保健指導実施率	6.9%	60%

5 関連計画

○国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

第4節 スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり

(スポーツ・レクリエーション)



1 現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、市民一人ひとりの健康、体力の維持向上だけでなく、地域コミュニティの活性化などにも重要な役割を果たしています。

本市では、平成21年2月8日に「健康・スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通して豊かな心と健康な体をつくり、世代間の交流を図るため、スポーツイベントを実施するとともに、スポーツ関係団体に対する支援等を行ってきました。さらに、本市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、子どもから成人、高齢者、障がいのある人など、誰もがスポーツに親しみ、健康で地域とのつながりをもつ市民が増えることを目指すため「八潮市スポーツ推進計画」を策定し、各種事業を展開してきました。

しかしながら、組織での活動でなく、個人で気軽に身体を動かしたいという傾向や子どものスポーツ離れ、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によるスポーツイベント、競技大会等の開催自粛により、スポーツに親しむ機会やスポーツを通じた地域交流の機会が減少し、スポーツ団体及び団員数が減少しています。

今後も、市民ニーズに対応したスポーツ教室等の開催やスポーツ施設の充実等を通して、市民が親しめるスポーツ・レクリエーション活動やトップアスリートとの交流の機会を提供するとともに、スポーツ活動を支える人材と団体の育成等に努めるなど、誰もが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ・レクリエーションの環境を整備する必要があります。

2 基本目標

市民の誰もが、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、体を動かすことの楽しさを実感し、スポーツを通じた市民一人ひとりの健康、体力の維持・増進、心身ともに健康で楽しく毎日が過ごせることを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実	・多くの市民がスポーツに親しめるきっかけとなるように、幅広い年齢層でも気軽に楽しめるスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実します。
(2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実	・地域で活動するスポーツ指導者等の資質を高めるため指導者講習会などを充実するとともに、ボランティアが活躍できる場の提供を推進します。
(3) スポーツ・レクリエーション団体の育成	・多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。
(4) スポーツ・レクリエーション施設の充実	・施設の適切な維持管理と市民ニーズに合わせた施設を充実します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
スポーツ教室の開催と参加者数	61 教室 1,165 人	65 教室 1,500 人
スポーツ指導者講習会の開催と参加者数	1 回 51 人	3 回 200 人

5 関連計画

○八潮市スポーツ推進計画

第5節 互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり

(地域福祉・生活福祉)



1 現状と課題

急速な少子高齢化や核家族化、都市化の進行によって、住民相互のつながりの希薄化が進む中、社会的孤立の問題や身近な生活課題など、地域福祉の課題は多様化・複雑化しています。

そのような中、生活困窮やひきこもりといった従来からの問題に加えて、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050問題」や、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」といった複数の課題を抱える世帯など、新たな問題が生じています。

また、昨今の高齢化の進行や非正規労働者の増加、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢や円安などを起因とする物価高・燃料高などといった要因から生活困窮に陥る人が増えています。

生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動の困難、病気などといった身体的不安、住居の確保、債務の問題など多岐にわたり、多様化・複雑化しています。

2 基本目標

住民をはじめ、地域における様々な関連団体、社会福祉協議会、市が連携し、地域の課題解決に取り組むため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域の課題解決を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 相互扶助意識の高揚	・地域福祉を担う人材の育成や地域福祉活動の充実を図り、地域福祉の基盤整備となるコミュニティ活動への地域住民の参加を促進し、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもとで相互に補完し合う福祉意識を醸成します。
(2) 地域福祉環境の整備	・地域の特性に応じた福祉サービスが提供できるよう体制の確立を推進します。 ・適切な保健、医療、福祉サービス及びボランティア団体等の活動を総合的かつ効率的に提供できるよう、ネットワークの構築や提供体制を整備します。
(3) 地域福祉活動の充実	・地域福祉活動の中核となる八潮市社会福祉協議会をはじめとする地域福祉団体の基盤強化や育成を実施し、連携を促進します。 ・地域社会と密接な関係にある民生委員・児童委員の活動強化のため、支援を行います。 ・地域福祉に関わる各種ボランティア活動の充実を図るため、ボランティアの育成指導及び組織強化を行います。
(4) 生活の安定のための支援	・生活に困窮する人の経済的自立と生活意欲の増進を図るため、一人ひとりの状況に応じて生活保護制度や各種支援制度を活用し、相談、助言、指導を行う体制整備を行います。 ・適正な保護活動を実施します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
ボランティア活動団体登録数	177 件	185 件
就労支援プログラムに基づく就労率	36%	40%

5 関連計画

○八潮市地域福祉計画

第6節 健康でいきいきと安心して暮らし続けられる長寿社会づくり (高齢者福祉・介護)



1 現状と課題

本市の人口に占める65歳以上の割合は、22.6%（令和5年10月1日）で全国の29.1%（令和5年10月1日）を下回っているものの、今後、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、支援を必要とする高齢者が増加することが想定されます。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、将来を見据えた計画的な介護サービスの基盤整備、介護予防による健康寿命の延伸、ひとり暮らし高齢者等への生活支援体制の整備、認知症施策や在宅医療と介護の連携の推進など、より一層充実していく必要があります。

2 基本目標

高齢者が健康でいきいきと安心して暮らし続けられるまちを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) いきいきと活力ある高齢期を過ごすための支援	・高齢者が自身の健康管理に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むことを支援します。 ・高齢者の孤立化を未然に防止するため、地域における世代間交流や地域活動への参加等を通じて、高齢者の生きがいをづくりを促進します。
(2) 住み慣れた地域で安心して最期まで暮らすことができる環境の整備	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の見守り体制や高齢者在宅福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活を支える生活支援体制を強化します。 ・在宅療養の高齢者に対する医療・介護関係者等との連携を図るとともに、看取りやターミナルケアへの理解促進のための普及啓発活動を実施します。
(3) 認知症にやさしい環境の整備	・認知症に関する正しい知識と理解の普及とともに、早期発見、早期対応のための支援体制を構築します。
(4) 介護保険サービスの充実	・介護保険制度における「居宅サービス」、「施設サービス」及び「地域密着型サービス」の各サービスを充実します。 ・サービスの質の向上、介護保険制度の安定的な運営を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
体操教室参加者数	1,472人	1,600人
認知症サポーター養成者数	5,619人	6,800人

5 関連計画

○八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第7節 障がい者の安心を支える社会づくり（障がい者（児）福祉）



1 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現のためには、それぞれの障がいの状態に応じた相談体制、障がい福祉サービスや在宅サービスの充実が求められています。

また、障がいのある人の重度化や高齢化が進む中、障がいのある人を介助する家族の高齢化も進んでおり、親亡き後を見据え、障がいのある人が自分らしく自立した生活を送れるよう、暮らしの場・活動の場の提供や地域生活への移行支援、一般就労への移行促進など、地域全体で支えていく必要があります。

さらに、道路や公共施設等のバリアフリー化や、差別や偏見の解消といった心のバリアフリー化等、当事者の立場に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

障がいのある児童の支援については、障がいの特性やライフステージに沿って、保健・医療・保育・教育など、関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制を構築していく必要があります。

2 基本目標

身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）地域生活を支えるサービスの充実	・障がいのある人が、必要なサービスを的確に利用できるようにサービス提供体制の整備を推進し、障がい福祉サービスや在宅福祉サービスを充実するとともに、関係機関と連携して障がい者（児）とその家族に対する相談体制を整備します。
（２）障がい者（児）施設の充実	・事業所やＮＰＯ法人等と協働し、障がいのある人が日中に活動する場を確保します。
（３）障がい児等の早期療育の充実	・乳幼児の健康診査等により、障がいの早期発見とともに、早期の療育を受けられるよう、障がいの状態や特性に応じた適切な相談、指導及び訓練など、地域での相談支援体制の整備・充実、関係機関との連携強化を図ります。 ・心身障害児訓練施設等での療育体制を強化します。
（４）社会参加の促進	・障がいのある人が、いきいきと充実した生活を実現し、障がいの有無にかかわらず交流が深められるよう、文化やスポーツ活動等を推進します。また、障がい者雇用の促進や職域の開拓等により、障がいのある人の就労を支援します。
（５）安全、安心のまちづくりの推進	・障がいのある人が安心して行動できる移動手段の確保、建築物や道路、交通機関のバリアフリー化を進めるなど住みよいまちづくりを推進します。また、障がいのある人が安心して生活できるよう障がいに対する理解を深めるための取組を実施します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
障がい者（児）に対する障がい福祉サービス及び障がい児通所給付の利用割合	12.8%	14.8%
就労支援センター登録者の就労率	57.2%	68.6%

5 関連計画

○八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画

第 3 章

防災・防犯・消防

第1節 災害に強いまちづくり（防災・減災）



1 現状と課題

平成 28 年の熊本地震や令和 6 年の能登半島地震などの大規模な地震、気候変動の影響により大型化した台風や線状降水帯、竜巻などが発生し、日本各地に甚大な被害を与えており、市民の防災・減災に対する関心が高まっています。また、大震災などの教訓を踏まえ、女性、高齢者、障がいのある人などの多様な視点を取り入れた対策が求められています。

このようなことから、「八潮市防災基本条例」を施行し、自助・共助・公助の役割を定め、災害予防活動、災害発生時の応急活動、復旧活動等を規定する「八潮市地域防災計画」を必要に応じて見直すとともに、災害が起きた際には、迅速かつ的確な初動対応・応急活動を実行し、早期に復旧・復興が行えるよう強くしなやかなまちづくりを進める必要があります。

今後も、市民の防災意識を高め、市民や企業などと行政の連携により地域防災体制を強化するとともに、避難行動要支援者に対する支援を推進する必要があります。

2 基本目標

災害発生時における被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりが自ら命を守る行動をとり、地域の人々が助け合い、市民の安全を確保する体制を整えることを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）地域防災計画の推進	・災害に強いまちづくりを進めるため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化するとともに、災害時応援協定の締結を推進し、防災体制を充実します。 ・八潮市備蓄計画に基づき、平時から災害に対する備えを充実します。
（２）地域防災力の強化	・防災訓練や防災に関する研修を通じて、市民への防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の活動を促進します。 ・災害発生時に共助の取組が実行されるよう地区防災計画の作成を支援するとともに、地域の防災リーダーを育成する観点から防災士の資格取得支援を計画的に実施し、地域防災力を強化します。
（３）避難行動要支援者対策の推進	・平常時から周りの要支援者に関する情報の把握・共有に努めながら、地域において支援者自身を危険にさらすことなく、可能な範囲で助け合いを行う「互助・共助」の体制の確立に取り組みます。 ・個別避難計画への自発的な登録がされるよう周知・啓発を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
災害時応援協定等締結数	59 件	79 件
防災士資格取得支援計画の達成率	30%	100%

5 関連計画

- 八潮市地域防災計画
- 八潮市業務継続計画
- 八潮市備蓄計画
- 八潮市国土強靱化地域計画
- 八潮市災害時受援計画
- 八潮市地域福祉計画

第2節 危機に備えた体制づくり（危機管理・消防）



1 現状と課題

近年、新型コロナウイルス感染症をはじめとするさまざまな感染症の発生、他国による一方的な領有権主張に起因する軍事的な緊張の高まりや弾道ミサイルの発射、テロ行為など多くの危機事象が生じる中、国や県と連携を図りながら、市民の安全を守るための組織的かつ的確な対応が求められています。

本市では、これまで「八潮市危機管理指針」や「国民保護に関する八潮市計画」、「八潮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、危機管理体制の構築に取り組んできました。今後、危機事象が発生した場合に、その被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を守るために、市民や企業などと行政の連携による総合的な危機管理体制の整備に向けた取組が求められます。

消防行政においては、平成27年10月に草加八潮消防組合が発足、平成28年4月から草加八潮消防局として運用を開始し、スケールメリットを活かした広域的な消防力の充実・強化に努めてきました。また、近年は日本各地で大規模な地震や異常気象に伴う風水害が発生し、迅速かつ的確な対応が求められることに加え、高齢化の進展に伴う救急搬送の増加など、消防・救急救助を取り巻く環境は厳しさを増しており、災害などから市民の生命や財産を守るため、消防団を中核とした地域消防力の強化や草加八潮消防組合における広域かつ効率的な消防・救急救助体制の更なる強化の必要性が高まっています。

2 基本目標

新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃事態、テロ行為などの危機事象に的確に対応できる体制を目指します。また、市民が安心して暮らせるよう草加八潮消防組合における消防・救急救助体制の強化を支援します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）危機管理体制の充実	・市民の生命、身体及び財産や日常生活に重大な被害を及ぼす事態などに、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制を強化します。また、職員一人ひとりの危機事象への対応力向上のため、日ごろから危機管理意識を醸成します。
（２）感染症対策の推進	・新型インフルエンザ等対策行動計画を随時見直すとともに、関係機関と連携を図り、新たな感染症発生に備えた体制づくりを進めます。また、感染症対策への意識向上のため、市民への継続的な普及啓発を行います。
（３）消防体制の強化	・初動体制の強化、消防施設・設備・資機材を計画的に整備するとともに、消防力の充実・強化のため、草加八潮消防組合との連携を強化し、支援を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
内閣官房が実施する緊急情報ネットワークシステム月例導通試験結果	91.7%	100%
感染症対策の講座等の回数	2回	4回

5 関連計画

- 八潮市危機管理指針
- 国民保護に関する八潮市計画
- 八潮市新型インフルエンザ等対策行動計画

第3節 犯罪のない安全で安心なまちづくり（防犯）

SDGs
への貢献



1 現状と課題

近年、特に高齢者を狙った犯罪が急増しているとともに、ICTの急速な進化などにより犯罪が多様化・複雑化しています。一方で、高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い、地域の防犯力の低下が懸念されています。

本市の街頭犯罪は八潮駅周辺に集中しており、特に自転車盗が多いという特徴があります。

これまで本市では、警察や防犯協会などの関係機関、地域の防犯団体と連携し、啓発活動やパトロールの実施など地域における取組を推進するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備に努めてきましたが、防犯対策の強化を図る必要があります。

2 基本目標

市民や地域との協働により犯罪の起こりにくいまちづくりを進め、犯罪のない安全で快適なまちを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 防犯力の強化	・ 防犯協会、町会・自治会、学校等と連携し、防犯対策の普及啓発を進めます。 ・ 犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、地域コミュニティによる防犯活動の活性化を促進します。 ・ 地域におけるパトロールを実施し、地域防犯力を強化します。
(2) 防犯施設の整備	・ 町会・自治会と連携して防犯灯の整備を促進するとともに、警察と協議しながら防犯カメラを計画的に整備し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進します。
(3) 警察署・交番の誘致	・ 市民要望などを踏まえ、県や警察本部に対し、警察署の設置と交番の増設、警察官の増員を要望します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
犯罪認知件数	1,025件	800件以下
全防犯灯数	3,561灯	3,700灯

5 関連計画

○八潮市防犯推進計画

第4節 交通事故のない安全で安心なまちづくり（交通安全）

SDGs
への貢献



1 現状と課題

近年の地球温暖化対策の取組や健康志向の高まりにより自転車の利用が増加する一方で、自転車による交通事故の増加や交通ルールを遵守する意識とマナーの低下が社会問題となっています。

また、八潮駅周辺を中心とした市街地整備の進展による人口増加や、人や車の流れの変化に伴い、本市の交通環境は大きく変容しています。

このような中、交通安全対策として、警察や交通安全関係団体と連携して、交通安全教育や啓発活動を実施し、交通安全意識の醸成を図るとともに、交通安全施設の整備を進めています。

2 基本目標

交通ルールを遵守する意識やマナーの向上を図るとともに、自動車、自転車、歩行者が互いに思いやりと譲り合いの気持ちを持つことで、安全で快適な交通環境を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 交通安全意識の高揚	・交通安全教室や交通安全運動を通じて市民の交通安全意識を醸成します。また、自転車運転者に対する交通ルールの徹底と交通マナーの向上、及び自転車用ヘルメットの普及に取り組みます。
(2) 交通安全施設の整備	・市街地整備の進捗状況や交通環境を考慮しながら、道路照明灯、道路反射鏡、道路標示等の交通安全施設を計画的に整備するとともに、維持・管理を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
人身交通事故件数	202 件	150 件以下
道路照明灯・反射鏡設置数	4,772 基	4,900 基

5 関連計画

○八潮市交通安全計画

第5節 安全・安心で豊かな消費生活づくり（消費者保護）



1 現状と課題

少子高齢化、情報通信技術の進展により、消費者を取り巻く環境は日々変化しており、クレジットカード、電子マネー、通信・訪問販売、インターネット取引等の多種多様なサービスの提供が行われています。一方で、商品の販売方法や契約などのトラブルが増加するとともに、高齢者を狙った振込詐欺等が多発しており、消費者からの問い合わせや相談内容も年々多様化・複雑化する傾向にあります。

このような中、本市では消費生活相談を実施するなど消費者保護の充実を図るとともに、消費生活に関するセミナーの開催や情報の提供、消費者団体との共催による消費生活展の開催など、消費生活情報の提供に努めています。

2 基本目標

消費者の安全と利益を守るため、相談事業の充実や消費者団体の育成を図るとともに、消費者が正しい知識をもち、自立して合理的な判断のもと消費活動を行える環境づくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 自立した消費者の育成	・消費者意識の高揚と主体的かつ合理的な消費行動がとれるよう、市民や関係機関と協働し、啓発活動や消費者教育を充実します。
(2) 消費者保護対策の推進	・消費者と事業者間のトラブル解決を支援するため、県の消費生活支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、消費生活の相談体制を充実します。
(3) 消費者団体の育成・協働	・消費者への啓発活動などを行っている消費者団体を育成するとともに、その活動を支援します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
消費生活セミナーの回数	1 回	2 回
消費生活相談件数	471 件	471 件

第4章

産業経済・観光

第1節 環境にやさしい魅力ある都市型農業づくり（農業）



1 現状と課題

本市は、古くからの農業地域であり、現在は、都心に隣接した立地条件を活かして小松菜や枝豆等をはじめとする野菜の施設栽培が盛んに行われています。

また、市内に多く存する生産緑地等の農地は、農作物の生産や農業体験の場であるのみならず、都市と自然の調和、環境や景観の保全、大雨時の遊水機能の役割も担っています。

このような中、本市では農地の耕作、管理等を市民等との協働で行う取組を通して、市民の農業や農地保全への理解を促進するとともに、各種イベントを通じて地産地消の推進や農業に親しめる環境づくりに努めています。

一方、農業従業者の高齢化、後継者不足等により、農家数、農業就業人口、耕作面積、農業生産額が年々減少するとともに、未利用農地の増加が深刻な課題となっています。

2 基本目標

農業者が付加価値の高い農産物を生産し、市等の支援で農商工連携に取り組むことで、新たな事業を生み出し、販路拡大を目指します。また、市民が日頃から市内の農業に親しむとともに、地産地消の考え方が普及し、市内で生産された農産物の消費拡大を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 農業の担い手の育成・確保	・農業団体への補助等を通じ、強化・育成するとともに、農業後継者の強化のために技術指導や経営能力の向上を促進します。 ・農業後継者及び意欲ある農業者を対象に認定農業者を確保、育成します。 ・八潮市明日の農業担い手育成塾への補助等を通じ、新規就農希望者を育成します。 ・地域計画等の施策に基づき、遊休農地の減少につなげます。
(2) 都市と共生した農業環境の促進	・環境に優しい有機質肥料等の適正量の使用を促進する等、安全な農業環境の拡大を支援します。 ・農業団体への補助等を通じ、園芸用廃棄ビニールの適正処理を促進します。
(3) 地産地消の推進と農産物のブランド化	・やしお枝豆まつりの支援、枝豆種子代の補助等を通じ、八潮産枝豆を生産する農業者を支援します。 ・農業団体への補助等を通じ、直売事業の安定等を図ります。
(4) 農地の保全と有効活用の促進	・農業用水路敷の除草作業により、圃場の維持管理を徹底します。 ・防災協力農地の指定拡大を推進します。
(5) 農商工連携事業の振興	・農業者・商業者・工業者の連携による、八潮の農業を活かした6次産業化を促進するとともに、新商品の創出を支援します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
認定農業者数	46 人	55 人
直売所利用者数	63,305 人	80,000 人

5 関連計画

○八潮市都市農業振興基本計画

第2節 魅力あふれる商業づくり（商業・サービス業）



1 現状と課題

つくばエクスプレスが開通して20年が経過し、八潮駅周辺地区は、商業・サービス業等の立地も進み、本市の新たな中心商業拠点として発展を続けています。

一方、インターネット販売をはじめとする購買形態の多様化やキャッシュレス化、大型小売店舗の進出は、市内の個店の経営や商店街の集客に大きな影響を及ぼしています。また、物価高騰やコストの増加を価格に転嫁できていないなど、市内全域の商業・サービス業者にとって厳しい状態が続いています。

こうした中、本市では、イベントや販売促進に結びつく各種事業を支援することで、商店街の活動を応援しています。

2 基本目標

地域に密着した魅力ある店舗に、市内外からたくさんの来訪者が買い物に訪れるような商業エリアを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）経営安定化の促進	・地域に密着したイベントや販売促進に結びつく各種事業を支援します。 ・経営相談等を充実するとともに、魅力ある個店づくりを促進します。 ・農商工連携事業に取り組む商業者を支援します。
（２）商業環境の整備	・商店街等のエリアの魅力向上を支援します。 ・空き店舗等を活用した新たな取組を検討、推進します ・インターネットを活用した商店会情報の提供を促進します。 ・商業やサービス業の事業承継や創業を支援します。
（３）中心商業拠点の形成	・八潮駅周辺を中心とする地域において、魅力ある商業拠点の形成を推進します。 ・八潮駅周辺の事業者の組織化と市内商店会との連携を支援し、市内全域の商業活性化を促進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
商店会組織数	3件	4件
商業情報発信件数	7件	14件

5 関連計画

○八潮市産業経済振興基本計画

第3節 活力ある工業づくり（工業）



1 現状と課題

交通アクセスに優れている本市は、特に流通において高いポテンシャルをもち合わせています。一方、本市の産業を長く支えてきた工業では、大量生産品の製造拠点が労働対価の安価な海外へ移転したことによる受注額や売上高の減少、後継者不足等の理由により、製造業を中心とする工業関係の中小企業の廃業が進み、事業所数が年々減少しています。

このような中、本市では、平成 15 年度から市内の技術者及び技能者の育成及び確保を目的に八潮市優良技術者及び技能者表彰制度を開始するとともに、平成 28 年度からは市内の優れた製品などを「八潮ブランド」として認定し、その認定された製品を市内外に情報発信することで、八潮産の製品の信頼性を高めるとともに、地域経済の活性化に努めています。

2 基本目標

活力ある工業づくりを充実させるとともに、市内事業所の受発注の拡大を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）経営安定化の促進	・融資制度等の各種事業を充実させ、事業所の経営の安定・強化を支援します。 ・国や県、八潮市商工会等の経済団体、金融機関等と連携・協力し、経営革新等に取り組む事業者を支援します。
（２）工業環境の整備	・工場立地の適正化を進めるとともに、工業用地の空き情報の提供等を通して企業立地を促進します。 ・事業者の事業承継や創業を支援します。
（３）新時代に対応する工業の支援	・新製品の開発や新技術の研究など、新時代に対応するための取組を行う事業者を支援します。 ・八潮ブランドや優良技術者及び技能者表彰において、広報紙やホームページ等を活用し、市内製品やものづくりの優れた技術等のPRを積極的に行い、販路や受発注機会の拡大を促進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
八潮ブランド認定件数	14 件	21 件
新規創業資金融資利子補給制度の利用件数	41 件	60 件

5 関連計画

○八潮市産業経済振興基本計画

第4節 にぎわいあふれる観光づくり（観光）

SDGs
への貢献



1 現状と課題

観光は本市の魅力を外部に発信し、観光客をはじめとする訪問者や、特産品・推奨品等を購入する消費者、八潮夜市や花桃まつり等のイベント参加者など、様々な形で本市と関わる人々を増やすことで経済効果を生み出しています。

「中川やしおフラワーパーク」では、花桃をはじめとする四季の花々が咲き誇り、「中川やしお水辺の楽校」では、水辺における環境学習や自然体験活動等ができる場所として多くの人が訪れています。

また、やしお駅前公園では、一般社団法人観光協会や関係団体等が一年を通じて各種イベントを開催し、にぎわいあるまちづくりに貢献しています。

さらに、歴史的文化財や工場見学ができる事業所など、特色ある観光資源を活かし観光振興に関する様々な取組を行っています。

2 基本目標

魅力ある観光資源を活かした観光振興の推進及び促進を図り、交流人口の増加を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）観光の振興	・一般社団法人八潮市観光協会及び中川やしお子どもの水辺運営協議会と連携し、「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の適切な維持管理及び活用を促進します。 ・観光事業を推進するため、一般社団法人観光協会や中川やしお子どもの水辺運営協議会等の団体活動を支援します。 ・一般社団法人八潮市観光協会や関係団体等の団体と連携し、特色ある観光資源の発掘や既存の観光資源の発展を推進します。
（２）観光情報の提供	・多様な観光ニーズを捉え、様々な媒体を活用して、効果的な観光情報を提供します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
観光入込客数	192,000 人	197,000 人
観光情報発信件数	20 件	30 件

5 関連計画

○八潮市首都圏桃源郷づくり構想

第5節 いきいきと働ける就業環境づくり（労働）



1 現状と課題

近年、雇用環境は、経済のグローバル化や産業構造の変化等により大きく変化しています。定年の延長が行われ、男女の雇用機会の均等が進む一方で、依然として若年者や高齢者、障がいのある人、女性、外国人等の公平、公正な雇用の実現には課題があります。特に、非正規労働者や派遣労働者の増加が問題になっています。また、中小規模の事業所では、単独で労働者の福利厚生等を充実していくことが困難な状況にあり、労働者の余暇時間の充実や生活の質の向上が求められています。

そのため、本市では、労働者向けのセミナーや、中高年や女性の求職者を支援するために関係機関と共催でセミナーを開催するとともに、ハ潮市ふるさとハローワークを開設し、求職者が活動しやすい環境の整備を行っています。

2 基本目標

様々な労働者が、いきいきと働き、生活できる適切な就労環境づくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）労働福祉の充実	- 労働問題に関する情報の提供や相談業務の案内等、就業環境の改善に向けた支援を行います。 - 中小規模の事業者が行う福利厚生事業を支援します。
（２）就業環境の整備促進	- 中小企業退職金共済制度の加入を促進します。 - 関係機関との連携により、誰もが働きやすい就業環境づくりを促進します。
（３）労働教育の推進	労働セミナー等の開催を通して労働教育に努め、労働問題に関する正しい知識の普及を推進するとともに、多様な働き方の実現に向けて意識啓発を実施します。
（４）雇用の安定	草加公共職業安定所やハ潮市ふるさとハローワーク等の関係機関との連携により、若年者や高齢者、障がいのある人、女性、外国人等、一人ひとりに応じた就労情報を提供します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
中小企業退職金共済補助対象者数	206 人	230 人
若年者職業相談件数	17 件	23 件

第 5 章

都市基盤・環境

第1節 地域特性を活かした都市空間づくり（土地利用・市街地整備）



1 現状と課題

本市は、土地区画整理事業による市街地整備等により市街地の都市的土地利用への転換が進んでおり、東京都に隣接する立地条件と公共交通の利便性の高さから人口増加が続いています。また、全国的な人口減少・少子高齢社会を迎え、本市においても住む、働く、学ぶ、憩うといった日常生活や活動が、安全かつ快適に行われる持続可能な土地利用が併せて求められています。

今後も、市民が安全かつ快適に暮らし続けることができるように、基本構想に定めた都市構造図や都市計画に関する基本的な方針に基づき、地域特性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

2 基本目標

地域特性を活かした均衡ある土地利用が図られたまちを目指します。また、核と拠点における都市機能等の維持・形成を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 地域特性を活かした土地利用の推進	・都市計画制度等の運用により地域特性を活かした均衡ある土地利用を推進します。
(2) 核と拠点の形成	・市全体の都市機能が集積し、都市活動の中心となる都市核や地域の拠点となる地域核の形成を図り維持していきます。 ・北部拠点では、東埼玉道路や東京外かく環状道路による良好な交通アクセスを活かしつつ、(仮称)外環八潮パーキングエリアや、スマートインターチェンジ等の整備に併せ、流通業務機能、集客施設等の導入や(仮称)道の駅やしおの整備による拠点の形成を図ります。
(3) 土地区画整理事業の推進	・市街地開発事業(土地区画整理事業等)により快適で住みやすいまちづくりを推進します。
(4) 地域の特性を活かしたまちづくりの推進	・良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」等の運用により、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。また、市民主体によるまちづくりを支援します。

4 関連する指標

指標名	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)
地区計画の指定	0 地区	2 地区
使用収益開始面積	166.6ha	197.9ha

5 関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 南部東まちづくり推進地区まちづくり計画
- 北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画

第2節 快適で便利な道路・交通網づくり（道路・交通）



1 現状と課題

道路・交通網は、地域を結び、人の交流を支え、都市の活力を創出する重要な社会基盤です。

本市の道路環境は、四方を河川や水路に囲まれていることから、橋りょう付近に車両が集中し、交通渋滞が発生しやすくなっていましたが、新中川橋の開通や草加三郷線（けやき通り）が柳之宮橋まで繋がったことにより、交通の流れが変わってきています。今後も引き続き、計画的な幹線道路の整備が求められています。

公共交通については、つくばエクスプレスの開通により都心などへのアクセスが向上しましたが、更なる輸送力の強化を図るため、つくばエクスプレスの東京駅への延伸や一編成8両化の早期実現、地下鉄8号線（都市高速鉄道東京8号線）の実現が求められています。

また、市内や近隣自治体などへの移動手段として、路線バス網やコミュニティバスを整備してきましたが、高齢化の進展や地球温暖化対策の観点から、公共交通の重要性が高まると考えられるため、誰もが安全で快適に利用できる公共交通の実現に向けて、市内の拠点を結ぶ路線の再編や、新たな交通システムの導入の検討が必要です。

2 基本目標

市内の主要な幹線道路や生活道路等の整備や改良を進めるとともに、公共交通の充実により、誰もが快適で便利に移動することができるまちづくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（1）幹線道路の整備	・市内の主要幹線道路である国道や県道、橋りょう等の道路整備を促進するとともに、本市の骨格を形成する都市計画道路の整備を計画的に推進します。
（2）生活道路の整備	・市民生活の利便性と安全性を向上させるため、生活道路の新設や改良等を計画的に行うとともに、歩行者や自転車等の通行に配慮した道路整備を推進します。
（3）道路維持管理の充実	・安全で、誰もが利用しやすく人にやさしい道づくりを進めるため、市民との協働により、道路の清掃や緑化を行うとともに、放置自転車や立て捨て看板の対策を実施し、良好な道路景観形成の誘導と安全な道路環境の保全を推進します。 ・事故を未然に防ぐため、予防保全型の維持管理を計画的に進めるとともに、道路補修業務と道路パトロールの強化等による危険箇所の早期発見、早期対応に努め、適切な維持管理を行います。
（4）つくばエクスプレスの利便性の向上	・沿線自治体や鉄道会社と連携を図りながら、つくばエクスプレスの輸送力の強化を促進します。
（5）地下鉄8号線の導入の促進	・地下鉄8号線が本市を南北に縦断するルートで早期に導入されるよう、関係機関等とともに要望活動等に取り組みます。

項目	施策の展開
(6) 公共交通の充実	・誰もが快適で便利な交通網を整備するため、利用者のニーズを把握しながら、コミュニティバスを含むバス路線網の維持・充実を推進します。 ・核と拠点を結ぶ道路交通ネットワークの形成を推進します。 ・公共交通の利便性を向上させるために、オンデマンド交通やMaaSの導入など、利用環境整備の検討を進めるとともに、新たな移動手段の導入を検討します。 ・広域的な視点による新たな交通システム（BRT等）の導入に向けて検討を進めます。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
都市計画道路の整備率	79.6%	85%
市道の改良整備率	76.1%	79%

5 関連計画

- 八潮市舗装個別施設計画
- 八潮市橋梁長寿命化修繕計画
- 八潮市地域公共交通計画
- 八潮市立地適正化計画
- 八潮市都市計画道路網構想

第3節 水と緑ゆたかな都市景観づくり（景観、公園・緑地）



1 現状と課題

本市では、建築物や屋外広告物の規制・誘導をはじめ、事業者との協働による景観づくりにより、八潮駅周辺において良好な街並みが形成されています。また、公園や緑地の整備等による緑化の推進や、河川、用水路等の水辺空間を活用し、景観に配慮した水と緑のネットワークの形成が進められています。さらに、公園や緑地には、コミュニティ活動の場や、災害時の防災機能の確保を進めています。

今後も地域の特性を活かした景観形成の推進と併せ、計画的な公園整備が必要です。また、市民等との協働による適切な維持管理や老朽化した公園施設の計画的、効率的な改修を進める必要があります。

2 基本目標

市民等が、自然環境に親しみ、地域の特性が活かされた街並みの中で暮らせるまちを目指します。また、市民等が自ら公園管理や緑化活動等に取り組みやすい環境づくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）魅力ある調和のとれた景観形成	・屋外広告物の適正な誘導を行うほか、市街地の良好な街並み景観の形成に向けた施策を推進します。 ・八潮駅周辺では、市民等と協働し、景観に配慮した秩序ある調和のとれた街並みの形成を促進します。 ・自発的な景観まちづくりを促進するため、市民等による活動を支援します
（２）公園等の整備	・スポーツ・レクリエーション機能や防災機能を有する公園や市民等に身近な公園等を整備します。また、老朽化した公園等について再整備を進めます。 ・公園遊具長寿命化計画に基づき計画的な遊具の改修等を進めるとともに、市民等との協働による公園管理を推進します。
（３）緑道・遊歩道の整備等	・河川や用水路等の資源を活用し、景観に配慮しながら、緑道や遊歩道を整備及び維持管理し、水と緑のネットワーク等の形成を推進します。
（４）緑地・水辺の保全、緑化の推進	・都市にやすらぎと潤いを与えている貴重な緑地や良好な水辺を保全します。 ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動を普及するとともに、市民との協働による緑化を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
景観計画届出における景観配慮の誘導件数	699 件	830 件
市内の都市公園面積	20.42 ha	21.33 ha

5 関連計画

- 八潮市景観まちづくり基本計画
- 八潮市景観計画
- 八潮市緑の基本計画
- 中川河川敷周辺公園等施設整備計画
- 八潮市公園遊具長寿命化計画

第4節 安心を未来につなぐ体制づくり（上水道）



1 現状と課題

本市では、これまで水需要の増加に合わせ、上水道の給水区域を拡大し、安定的な給水を行ってきました。

今後も人口増加が見込まれる一方、コロナ禍後の生活様式の変化、節水意識の高まり、世帯構成の変化等により、近年の給水収益は減少傾向にあります。これに対し、動力費、建設資機材の高騰等により、事業の運営に要する費用は増加しています。このため、これからの水道事業には、事業の経営改善、効率化による経営基盤の強化とお客様サービスの向上が求められています。

また、大規模災害等に対応するため水道施設の耐震化・更新を計画的に行うなど、持続可能な給水体制を維持していく必要があります。

2 基本目標

誰もがいつでも安全・安心な水道水を利用できていることを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 安全で良質な水の供給	・ 水道水のリスク（水質汚染、濁り、臭い等）の防止、低減を図るため、水質の検査と監視を行います。 ・ 自己水源井については、修繕を行うなど、適切に運用します。 ・ 貯水槽の設置・管理者に対し、適正管理、直結給水方式への切り替えについて助言・周知します。
(2) 水道施設の耐震化・更新	・ 幹線管路については、重要性の高いものから優先的に整備を進め、耐震管率を向上させます。 ・ 浄配水施設については、計画的に更新、修繕を行うなど、適切に運用します。
(3) 災害対策の維持強化	・ 様々な状況を想定した訓練を市民、事業所、団体等と実施します。 ・ 資機材の数量を維持するとともに、より効果的・効率的な資機材の導入を進めます。 ・ 広域的な団体との応援体制を構築し、災害時の体制を強化します。
(4) 経営基盤の維持強化	・ 安定的な財源の確保策について、お客様等の意向を踏まえながら、具体的な検討を行います。 ・ 官民・広域連携により、効率的な業務の執行、次世代への技術の継承を進めます。 ・ 水道施設の規模の適正化について、検討します。
(5) お客様サービスの向上	・ 広報紙やホームページ、イベント等の機会を活用し、お客様ニーズの把握、適切な情報発信を強化します。 ・ デジタル技術を活用し、申請書類の電子化、水道料金のキャッシュレス化に取り組みます。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
基幹管路耐震管率	28.7%	32.9%
直結給水率	81.3%	83.3%

5 関連計画

○八潮市水道事業ビジョン・経営戦略

第5節 治水と水循環によるまちづくり（治水・下水道）



1 現状と課題

本市は、中川、綾瀬川、圀川、大場川等の河川に囲まれた低平地となっているため、大雨時には浸水しやすい地域となっています。また、集中豪雨が多発する傾向にあることから、国や県へ河川改修の推進を要望するとともに、排水施設の整備を推進してきました。

令和6年3月には、中川・綾瀬川流域が特定都市河川に指定されたこともあり、引き続き河川改修の促進や排水施設等の整備を推進するとともに、水害に対する安全性を向上させるための更なる対策が必要です。

公共下水道については、公共用水域の水質の保全のため整備を推進してきましたが未整備となっている地域が残っています。

今後も、引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、災害時においても施設の機能を十分に発揮させるため、計画的な維持管理・改修の推進や、安定した下水道経営を実現するため、下水道施設の効率的な利用や水洗化を促進する必要があります。

2 基本目標

河川改修や排水施設等の整備が進み、水害に対する安全性が向上したまちで、市民が安全、安心に暮らしていけるまちづくりを目指します。また、公共下水道の整備を進めることで、生活排水等を適切に処理し、河川等の水質保全を図るとともに、下水道事業の持続可能な経営を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 治水対策の推進	・ 雨水幹線の整備を推進するとともに、排水施設を整備するなど、内水排除の機能向上を推進します。 ・ 雨水貯留施設等の整備を促進し、流出を抑制するとともに、治水対策に関する啓発活動を展開します。
(2) 維持管理の充実	・ 下水道施設は、日常的な維持管理とともに、計画的な点検・改修、耐震化を推進します。 ・ 排水施設については、更新・改修や排水路のしゅんせつ等、適切な維持管理を行います。
(3) 水質汚濁の防止	・ 中川、綾瀬川、圀川、大場川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を推進します。 ・ 水洗化促進のための取組を行い、水洗化率の向上を図るとともに、安定した下水道経営を推進します。
(4) 河川改修事業の促進	・ 中川、綾瀬川、圀川、大場川等について、国や県による改修事業を促進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
公共下水道普及率（人口）	81.1%	86.9%
公共下水道水洗化人口	68,973 人	77,225 人

5 関連計画

- 八潮市下水道事業経営戦略
- 八潮市下水道総合地震対策計画
- 八潮市下水道ストックマネジメント計画

第6節 安全で安心な住環境づくり（住宅・住環境）



1 現状と課題

住まいは、市民が安全で快適な生活を送るために必要な基盤であることから、子育て世帯、高齢者世帯、単身世帯等の各世代のニーズに応じた住宅づくりや障がいのある人の生活を考慮した住宅づくりのほか、耐震性の確保や環境への配慮等により、その質を高めることが求められています。

本市では、土地区画整理事業等の実施による計画的な宅地供給により、様々な形態の住宅が民間の開発事業を中心に供給されていますが、今後は、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅整備等、福祉施策と連携した総合的な施策を展開する必要があります。

また、住宅に困窮している世帯への対策や高齢化・核家族化により増加している空き家への対策も講じる必要があります。

2 基本目標

様々な世代、生活様式に対応した住宅が安定して供給され、市民が良質な住まいで安心して暮らせる住環境を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 総合的な住宅施策の推進	・高齢者や障がいのある人への配慮等、福祉の施策と連携を図りながら総合的な住宅施策を展開します。 ・市民や事業者と協働により、空き家等の適正な管理対策の推進や利活用を促進します。 ・マンションを適切に管理するための支援を推進します。
(2) 安全で安心な居住環境の確保の推進	・相談窓口を設置するとともに、所有者等に耐震化や住宅の質の確保に関する意識啓発等を進めます。
(3) 住宅困窮者への支援に向けた市営住宅の充実	・住宅に困窮する世帯へ供給すべき戸数を把握し、民間住宅の活用を継続するとともに、既存市営住宅については、様々な入居者に配慮した安全で安心な居住環境を維持します。

4 関連する指標

指標名	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)
市営住宅長寿命化計画に基づく改修率 (共同住宅、住戸)	0 %	46 %
耐震化関係補助件数	30 件	50 件

5 関連計画

- 八潮市市営住宅長寿命化計画
- 八潮市建築物耐震改修促進計画
- 八潮市まちの景観と空家等対策計画
- 八潮市マンション管理適正化推進計画

第7節 環境にやさしいまちづくり（環境保全）



1 現状と課題

本市は、都市化に伴う近隣騒音や自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁等の都市型・生活型の公害への対応を中心に環境保全施策を実施してきました。

しかし、近年では、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスに起因する地球温暖化の影響が地球全体の大きな課題となっています。このことから、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて令和3年4月26日に、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の5市1町が、二酸化炭素排出を2050年までに実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を共同宣言しました。

また、本市では、「八潮市環境基本計画」を策定し、計画的に温室効果ガスを削減し、地球環境への負荷を低減する取組を行っています。

環境問題は私たちの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴される生産活動や消費生活によるものであることを認識し、自然環境の保全や河川の浄化、環境汚染対策、地球温暖化防止等に対する市民の意識を啓発するとともに、市民、事業者、NPO等と協働し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に取り組み、脱炭素社会の実現による持続可能な環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。

2 基本目標

市民と行政が一体となって、地球温暖化の防止のために省エネルギーやエコ活動等の環境活動に取り組み、水と豊かな緑に囲まれた地域の自然や生活環境を守り、持続可能な環境にやさしいまちを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 地球環境問題への対応	・市民、事業者、NPO等と協働し、エコ活動等環境負荷低減の取組を推進します。 ・再生可能エネルギー等の利用等への取組に向けた普及啓発活動を推進します。
(2) 環境保全対策の推進	・工場、事業所等の騒音、振動、悪臭等の調査を実施し、指導を強化します。 ・市内の水環境を把握するため、河川水質調査を実施します。 ・市民、事業者、NPO等と協働し、自然環境や希少野生動植物の保護等に取り組みます。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
太陽光発電システム等設置補助金による設備導入件数	80件	100件
八潮市の温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）	R3実績 607千t-CO ₂	393千t-CO ₂

5 関連計画

○八潮市環境基本計画

第8節 清潔できれいなまちづくり（環境衛生）



1 現状と課題

地球環境問題が深刻化する中、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会の構築が求められています。

本市では「ごみを出さない（Reduce）」「再使用する（Reuse）」「再生利用する（Recycle）」の3Rの啓発活動を実施し、市民や事業者において取組が進められたことにより、人口が増加し続ける中でも、近年のごみの排出量は、減少傾向となっています。しかし、今後も開発等による人口増加が見込まれることから、ごみの排出量が増大することのないよう、徹底した排出抑制や分別及びリサイクルを市民や事業者とともに推進する必要があります。

加えて、廃棄物の安全で確実な処理及び資源化に対する取組を推進する必要があります。

さらに、近年では廃プラスチックの有効利用率の低さや海洋プラスチックごみ等による環境汚染が世界的な課題となっており、今後はプラスチックごみの資源化についても検討する必要があります。

また、本市では地域の美化活動が市民、事業者、各種ボランティア団体を中心に活発に行われており、今後ごみのないきれいな街並みを維持するため、協働して環境美化活動を推進する必要があります。

2 基本目標

市民、事業者、行政が一体となり、ごみの減量化及び資源化に取り組み、循環型社会の実現を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）ごみの減量化・資源化の推進	・徹底したごみの分別排出や分別等を推進するため、市民、事業者、関係団体等と連携し、機会を捉えて、市民意識の醸成に取り組みます。 ・分別方法や収集処理体系の見直し等を行い、適正な処理を推進します。
（２）ごみの独自処理の充実	・リサイクルプラザの充実を図り、施設や周辺の環境に配慮しながら適正な処理及び資源化を推進します。
（３）環境美化活動の推進	・市民意識の向上を図るため、関係団体と連携し、地域に根ざした環境美化活動を推進します。
（４）環境衛生事業の充実	・定期的な害虫駆除対策、空き地の雑草類の除去や適正な動物の飼育の啓発等、地域の環境衛生を守るための取組を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
一人一日あたりのごみ排出量（家庭系可燃ごみ）	506.57 g	495.00 g
資源化率（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（事業系含む）のうち、資源となるものの割合）	10.01%	15.35%

5 関連計画

○八潮市一般廃棄物処理基本計画

○八潮市環境基本計画

第6章

コミュニティ・自治体経営

第1節 市民との協働によるまちづくり（協働・市民参画の推進）



1 現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの変化などによって、地域が抱える課題は、従来よりも複雑になっており、行政による一律的なサービスの提供では解決が難しい問題も見られます。これらの課題は、市民、地域コミュニティ、NPO、事業者等との「協働」によって、効果的に解決できる可能性があります。このため、様々な分野において、それぞれの特性を活かし、互いに協力関係を保ちながらまちづくりを進めていく必要があります。

このようなことから、本市ではこれまで、生涯学習機会の充実を図るなど協働のまちづくりの担い手となる人材の育成に努めてきました。また、市民の権利と責務、市議会と行政の責務を明らかにし、それぞれが協働し、自治を実現することを目的とする「八潮市自治基本条例」を制定し、それに基づき、市民の参画、協働、情報共有、情報公開を原則として、市民との検討や協議を行いながら、協働のまちづくりを推進しています。今後は、協働について市民へ更に周知していくとともに、市民団体等の活動の広がりを市民の参画や協働につなげていく仕組みづくりが求められています。

また、協働によるまちづくりを進めていくためには、市政に関する情報の共有が不可欠であり、市が保有する情報を積極的に公開する必要もあるため、「八潮市情報公開条例」に基づき個人情報等については適切な取扱いを行った上で情報公開制度を運用するなど、市民への積極的な情報公開に努めています。今後も、個人情報の保護に努めながら、情報公開の充実を図っていく必要があります。

2 基本目標

市民と行政がともに力を合わせ、役割分担を行い、課題解決に向け、それぞれ積極的に取り組める環境を整備することを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（1）協働によるまちづくりの推進	・協働のまちづくりの担い手を育成するため、まちづくり出前講座を充実するとともに、市民や市民団体等が課題解決に向けて、主体的に活動に取り組むための環境の整備を進めます。 ・協働に対する考え方を引き続き周知していくとともに、市民が審議会等へ参画できる機会の充実に取り組みます。 ・市民意識調査や市民の声ボックス等により市民ニーズを把握し、市政に反映していきます。
（2）市民と行政との情報共有の推進	・公正で透明性の高い行政運営のため、情報公開制度の改善や充実を推進します。 ・個人情報保護制度を適切に運用し、市民の権利利益を守ります。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
審議会等の人数に対する公募人数の割合	22%	25%
ボランティア・市民活動団体登録数	245団体	300団体

第2節 ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）



1 現状と課題

地域におけるコミュニティは、地域住民が互いに助け合い、より住みやすい良好な地域社会の形成とともに、災害発生時における地域の安全・安心の確保という重要な役割を担ってきました。特定の分野に特化した活動を目的としたテーマ型のコミュニティ活動が高まりを見せていますが、近年の都市化や核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、人々の意識や社会の在り方は、大きく変わり始めています。

こうした中、地域コミュニティの中心組織である町会・自治会へ加入する割合は年々低下し、地域活動への参加意識の希薄化が見受けられ、地縁的なつながりである地域社会のコミュニティ機能が低下しつつあります。また、町会・自治会など地縁型のコミュニティにおいては、構成員の固定化や高齢化による次世代の育成が大きな課題となっています。さらに、本市では、4,000人を超す在留外国人が暮らし、市人口の21人に1人が在留外国人という状況になっていますが、言葉や文化、習慣の違いから外国籍住民が、地域に馴染めないこともあります。

本市では、地域コミュニティの活性化を促進し、市民自らが主体的に地域社会について考え、活動する仕組みを充実するため、平成25年4月1日に「八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例」を施行し、町会・自治会と連携した加入促進への取組を行っています。また、日本人市民と外国人市民が、お互いの心がふれあう住みやすいまちを目指し、「多文化共生推進プラン」を作成し、多文化共生の取り組みを進めています。

今後も、町会自治会や地域のコミュニティ活動を活発にするために、それらの活動を支援するとともに、多文化共生の推進のために、日本人市民と外国人市民の相互理解を促進していく必要があります。

2 基本目標

町会・自治会をはじめ、ボランティア団体やNPO※等が、地域コミュニティ活動を主体的に展開しながら、取り組むことができるまちづくりを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) コミュニティ活動の推進	・町会・自治会、ボランティア団体、NPO等と協働で事業を展開するとともに、より多くの市民のコミュニティ活動への参加を促し、各地域コミュニティの活性化を促進します。
(2) コミュニティ環境の整備	・町会・自治会の活動拠点となるコミュニティ施設の整備及び修繕等への支援を行います。 ・地域コミュニティの活性化を図るため、西部拠点など地区ごとに施設の整備の検討を進めます。
(3) 外国籍住民との交流の促進	・ボランティア団体等と連携し、イベントなどを通じ、外国人市民との交流を促進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
町会自治会加入世帯数	18,482 世帯	19,059 世帯
国際交流事業来場者数	1,200 人	2,000 人

5 関連計画

○八潮市多文化共生推進プラン

第3節 男女がともに育む社会づくり（男女共同参画社会）



1 現状と課題

日本のジェンダーギャップ指数は下位に停滞しており、国際的にみて、男女共同参画が進んでいるとは言い難い状況にあります。固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣行が根強く残っており、男女がともに活躍できる環境づくりのためにも、アンコンシャス・バイアスへの気づきや、ジェンダー平等を促す意識づくりが必要です。

また、男女共同参画社会の実現には、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした困難な問題を抱える女性に対する支援も不可欠です。本市では、配偶者暴力相談支援センターを設置してDVに関する相談と被害者支援を行うとともに、女性相談室を開設して様々な悩みを抱える女性への支援を行っています。

2 基本目標

男女が互いに尊重し合い、性別に捉われることなく、あらゆる分野で活躍できるまちを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
（１）男女共同参画の促進	・ 市政の重要な事項を審議する各種審議会等の委員への女性の登用を推進するなど、女性の参画を促進します。
（２）男女平等意識の高揚	・ 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、研修会の開催や、広報紙やホームページを活用し、男女平等の意識を高めます。
（３）相談体制等の充実	・ 配偶者暴力相談支援センター「DV相談支援室」において、DV被害者からの相談や緊急一時保護等の支援を行います。 ・ 「女性相談室」において、困難な問題を抱える女性からの相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行います。
（４）仕事と家庭・地域生活の両立	・ 男女が、家庭、職場、地域において自立した生活を営み、家庭生活とその他の活動との両立ができるよう環境づくりを推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
審議会への女性の登用率	34%	40%
家庭生活で男女の地位が平等になっていると思う人の割合（市民意識調査）	R4 実績 32.2%	50%

5 関連計画

○八潮市男女共同参画プラン

第4節 まちの特色・魅力を効果的に発信できる体制づくり（シティセールス）



1 現状と課題

本市では、市のさらなる魅力の向上とイメージアップを図るため、平成29年に「八潮市シティセールスプラン」を策定し、様々な取組を全庁的に進めてきました。

また、情報発信については、報道機関への積極的な情報提供をはじめとして、広報紙や市ホームページ、やしお840配信サービス、市公式SNS等の多様な広報媒体を活用し、市政情報の発信に努めています。

これまで、様々な方法により情報提供を行ってきましたが、スマートフォン利用者の増加やインターネット、SNSの普及、またペーパーレス化などのデジタル化社会における情報通信手段の変化を踏まえ、既存の情報ツールに加え、新たな情報発信ツールの活用や複数の情報媒体を組み合わせた効果的な発信方法を検討し、市内外の方がより多くの情報に触れることができる機会を創出する工夫が必要です。

今後さらに情報発信に対する職員意識の向上を図り、市民のニーズに応じて適切に情報が届けられるよう、より効果的に情報発信を行っていく必要があります。

2 基本目標

本市の特色や魅力を市内外に効果的に発信することで、交流人口や定住人口の増加を図り、市民の市への愛着や誇りを醸成し、地域の活性化や更なる都市イメージの向上、魅力の向上を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) シティセールスの推進	・市の特色・魅力や市政の情報を広報紙やホームページ、メール配信等の様々な媒体を通して広く市内外に発信するなど、広報活動を充実します。 ・ふるさと納税制度による本市への寄附を促進し多くの方に寄附をしていただくことで、返礼品として提供する地元特産品のPRを推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
ずっと住みたい、当面は住みたい人の割合（市民意識調査）		
20歳代	R4実績 59.2%	85%
30歳代	70%	85%
ふるさと納税による年間寄附件数	759件	1,000件

5 関連計画

- 八潮市シティセールス推進プラン（令和7年度まで）
- （仮称）八潮市シティセールス基本方針

第5節 健全で計画的・効率的な行政の体制づくり（行財政運営）



1 現状と課題

本市では、行政評価、外部評価を実施し、業務の適正な進捗管理を行った上で、実施計画を毎年ローリング方式で見直し、効率的・効果的な行政運営を行うとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するために、適切な組織体制の構築や職員一人ひとりの能力向上に努めてきました。

また、持続可能な行政運営を行うために、地域活性化による税源涵養を通じて、自主財源の確保に努めながら、健全で柔軟な財政運営に努めてきました。

しかしながら、物価高騰等の情勢下で市民の暮らしを守るとともに、中長期的に適切な公共サービスを提供できるようにするための大規模投資事業を進めていく中で、本市の実質公債費比率・将来負担比率は県内の自治体と比較して高い状態にあるなど、本市の財政状況は依然として厳しい状況となっています。

今後、更に行政需要が拡大していく状況下においても、持続可能な行政運営を行うために、健全で計画的・効率的な行財政運営に努める必要があります。

2 基本目標

行政運営の更なる効率化を進め、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、迅速かつ的確に対応することができ体制を構築することを目指します。また、長期的な展望に基づき、健全で計画的・効率的な行財政運営を目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 計画的・効率的な行政の推進	・「基本構想」及び「基本計画」に基づく計画的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価及び外部評価を実施し、その結果を踏まえて、毎年度「実施計画」を見直します。
(2) 行政組織の効率化と人材育成	・迅速かつ的確な意思決定ができるような組織体制を構築します。 ・職員採用方法の見直しを行うなど、より質の高い職員の採用を図るとともに、専門的知識の習得等に効果的な研修の実施など様々な課題に対応できる能力を持った人材の育成に取り組みます。 ・意思決定過程への女性の参画を進めます。
(3) 健全で柔軟な財政運営	・市民ニーズを的確に捉え、より高い市民サービスを提供するために、公営企業等を含めて、効果的な財政運営を推進します。 ・引き続き、市税の適正な課税及び徴収を行い、必要な自主財源を確保します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5 年度）	目標値（R12 年度）
行政評価において目標達成した事業の割合	94.6%	100%
実質公債費比率（3 か年平均）	7.4%	7.4%

5 関連計画

- 八潮市行政改革大綱・実施計画
- 八潮市定員管理方針
- 八潮市人材育成基本方針
- 特定事業主行動計画

第6節 時間や場所の制約のない地域社会づくり (デジタル・トランスフォーメーション)

SDGs
への貢献



1 現状と課題

インターネットやスマートフォン等情報機器の普及による情報通信技術（ＩＣＴ）の急速な発展により、社会生活のデジタル化が進んでいます。

そのような中、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に推進していくため、総務省により令和２年に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」が策定され、自治体においてもデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）による業務効率化等に取り組むことが求められてきました。

これに基づき、本市でも「八潮市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」を令和４年度に策定し、ＤＸの推進に努め、新庁舎の供用開始に合わせて、「書かない窓口」の導入などを行ってきました。

今後も、更なるＤＸの推進によって、市民サービスを向上するとともに、行政事務の効率化に努めることが求められます。

2 基本目標

全ての市民が行政サービスのデジタル化・ＩＣＴ化によるメリットを享受し、時間や場所の制約を受けることのない地域社会を構築することを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) ＤＸによる市民サービスの向上	・ 公共施設における公衆無線ＬＡＮの整備を推進します。 ・ ＤＸ関連施策において、ユニバーサルデザインを考慮した人にやさしいデジタル化を進めます。
(2) 行政事務のデジタル化	・ ＡＩ・ＲＰＡの利用、ペーパーレス化の推進等によって、行政運営の更なる効率化を進めます。 ・ データを活用した地域の課題解決を図ることができるようにするために、市が保有する情報を国が定めた形式でオープンデータとして公開することを推進します。
(3) セキュリティ対策の推進	・ ＤＸの推進に合わせて、それに適応したセキュリティ対策を推進します。

4 関連する指標

指標名	現状値（Ｒ５年度）	目標値（Ｒ１２年度）
オンライン申請が可能な業務件数	38 件	100 件
オープンデータ公開件数	1 件	22 件

5 関連計画

○八潮市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画

第7節 公共施設資産の管理体制づくり（アセットマネジメント）



1 現状と課題

本市では、まちの発展に併せて多くの公共施設等の整備をしてきました。これまで整備してきた公共施設等の多くは整備後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、今後、公共施設の維持、補修、改修及び更新に係る多額の費用が必要と見込まれています。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、社会情勢の変化から、公共施設等に求められるニーズも多様化しています。そこで、人口動態や市民ニーズ等を踏まえ、本市の地域特性に応じた公共施設で提供されるべき公共サービスの内容と持続可能な財政運営を両立させるためにも、アセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設等の有効活用及び効率的な利用を推進する必要があります。

2 基本目標

誰もが公共施設等を安全に安心して利用できることを目指します。また、公共施設等を経営資源として捉え、有効に活用され、効率的に利用されることを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 公共施設等の計画的整備と資産の有効活用	・計画的に施設改修を行い、長寿命化を図ることで、効率的な維持管理をします。 ・人口構成や利用状況を踏まえた施設の適正配置の在り方を検討します。 ・市民ニーズを踏まえた公共施設で提供されるべき公共サービスの在り方や見直しを進めます。

4 関連する指標

指標名	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)
アセットマネジメントの取組の推進 (累計) (公共施設の大規模改修・更新・解体・統廃合)	4 件	6 件
公共施設等の有効活用 (行政財産使用料・貸付収入・売払収入)	18,593 千円	23,000 千円

5 関連計画

- 八潮市公共施設マネジメント基本計画
- 八潮市公共施設マネジメントアクションプラン

第8節 他機関との連携体制づくり（他機関連携）



1 現状と課題

本市はこれまで、民間企業や大学との包括連携協定の締結や指定管理者制度の導入など民間活力を積極的に導入し、より良い行政サービスの提供に努めてきましたが、今後も多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、公民連携体制を充実させていくことが求められています。

また、近隣5市1町による埼玉県東南部都市連絡調整会議を通じて広域的な行政課題の解決に向けての調査研究を行うなど、様々な分野において他自治体と連携してきました。その一環として5市1町で運用している公共施設予約案内システム「まんまるよやく」は、利用件数が年々増加し、市民の利便性の向上や行政サービスの効率化につながっており、今後もこのような他自治体との広域連携によって住民サービスを充実させていくことが求められています。

2 基本目標

民間企業や大学、関係自治体等との連携によって、より効率的かつ効果的な行政サービスを提供することができ、市民がより利便性の高い生活を送ることができる体制を構築することを目指します。

3 施策の内容

項目	施策の展開
(1) 公民連携体制の構築、強化	・民間企業や高等教育機関等との協力関係によって、様々な分野における課題解決や地域活性化を図るための包括的な連携を推進します。 ・公共施設等の整備、運営等をはじめとして、様々な行政サービスへの民間活力の導入を推進します。
(2) 広域的な連携体制の構築、強化	・埼玉県東南部都市連絡調整会議を通じて、まんまるよやくを運用するとともに、広域連携事業を実施します。 ・交通網の整備や防災・減災対策等、広域的な対応が重要な施策、事業を効果的に推進するため、県及び他市区町村との協力体制を構築、強化します。

4 関連する指標

指標名	現状値（R5年度）	目標値（R12年度）
包括連携協定締結件数	12件	20件
まんまるよやくの八潮市の登録件数	2,278件	2,500件

5 関連計画

- 八潮市PPP導入基本方針
- 八潮市PFI活用指針

第6次八潮市総合計画 用語集

用語解説（あ～）		
あ	アセットマネジメント	本市が所有又は使用する公共施設資産（アセット）に対して最も費用対効果が高く効率的で適切な管理（マネジメント）を推進すること。
	アンコンシャス・バイアス	自分自身が気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれている。
い	一時保育	保護者が疾病、入院、その他家庭等の状況により、緊急又は一時的に保育できなくなった場合に、保育所で一時的に預かること。
	一般診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの。
う	雨水幹線	市街地の雨水を取り込み、一定規模以上の排水能力を有する開渠や管渠のこと。
	雨水貯留施設	簡単な貯留施設を設置して降った雨を蓄える施設のこと。雨水貯留を行うことにより、浸水被害の緩和が期待される。
お	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、公開されたデータのこと。
	温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に放出されるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質をもつ気体のこと。主に、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等をいう。
か	カーボンニュートラル	CO ₂ （二酸化炭素）等の温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による CO ₂ の吸収量が均衡している状態のこと。
	外国人市民	国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民のこと。
	かかりつけ医	日頃の診察や健康相談・指導等、総合的に健康管理をしてくれる医師のこと。必要に応じて専門医療機関との連携を行う。
	核家族化	核家族世帯（夫婦のみ世帯、夫婦と子世帯、ひとり親と子世帯）が増加傾向にあること。
	学童保育所（放課後児童クラブ）	児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設のこと。
	学校応援団	学校における学習活動、安全・安心の確保、環境整備等について、保護者や地域住民がボランティアとして協力・支援を行う組織のこと。
	家庭教育学級	小・中学校を拠点として、保護者が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に行っていく活動のこと。

	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス等、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。環境への負荷ともいう。
き	基幹管路	水源井から地下水を浄水場まで送る管（導水管）と、浄配水場から水道水を利用者へ送る管（配水管）のうち口径が300mm 以上のもの。
	規範意識	道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識のこと。
	キャッシュレス	紙幣や硬貨といった現金(=キャッシュ)を使わずに、お店での買い物やお金のやり取りができること。
	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する力・態度を育てる教育のこと。
	行政評価	必要性・有効性・効率性といった視点で、施策や事務事業の成果を客観的に評価し、次の計画や事業の選択、改革・改善に反映させる行政サービスの継続的な向上を図る仕組みのこと。
	協働	市民、市議会、行政が八潮市をより良くするために、それぞれの役割と責務に基づいてお互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合ってまちづくりを進めること。
	橋りょう	橋のこと。
こ	居宅サービス	介護保険制度に基づく介護保険サービスのひとつで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売等、自宅で受けるサービスのこと。
	公営企業	上水道事業・下水道事業等、地方公共団体が経営する企業のこと。
	後期高齢者医療制度	平成 20 年 4 月から施行された新たな高齢者医療制度のこと。対象は原則として 75 歳以上であり、県内全ての市町村が加入する広域連合により運営される。
	公共施設マネジメント基本計画	公共施設とインフラ資産の更新、統廃合、長寿命化等の具体的な取組の方針を示したもの。
	公共施設マネジメントアクションプラン	公共施設マネジメント基本計画を実現するための具体的な行動計画のこと。
	国土強靱化	どのような自然災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済・社会システムを平時から構築すること。
	国民皆保険	全国民に何らかの医療保険に入るよう定めている制度のこと。
	個人情報保護制度	市が保有する個人情報についての取扱いを定めるとともに、市民が自らの情報の開示や訂正を求めることができる制度のこと。

	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関のこと。
	コミュニティ	ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。
	コミュニティバス	一般的に、交通事業者以外の市町村や自治会などが主体となり、地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスのこと。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱等、永続的に利用することができるエネルギーのこと。
	埼玉県東南部都市連絡調整会議	八潮市・草加市・越谷市・三郷市・吉川市・松伏町の5市1町で構成されている任意協議会のこと。
	産業構造	市町村等一定の地域内に存在する産業部門の構成割合のこと。
し	自主財源	市自ら確保できる市税等の収入のこと。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保できるとされている。
	施設サービス	介護保険制度に基づく、介護保険サービスのひとつで、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等、施設に入所して受けるサービスのこと。
	施設栽培	ビニールハウス等の施設を利用し、人工的な環境下で作物を栽培する方法のこと。
	実質公債費比率	地方公共団体の標準的な一般財源の財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す比率のこと。実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に際し、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要になる。
	持続可能な開発のための教育	環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間企業を含む法人やその他の団体に委託することができる制度のこと。公の施設の管理、運営に民間のノウハウ等を活用することで、多様化・複雑化する市民ニーズに効率的・効果的に対応することを目指す。
	児童委員	地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う人々のこと。「民生委員」が「児童委員」を兼ねている。
	ジェンダーギャップ指数	国ごとの男女格差（ジェンダーギャップ）を測る指数のことで、GGIと略される。世界の企業や団体が加盟する独立・非営利団体、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年発表しているもので、0から1の数値で表され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。2024年6月に公表された日本の順位は、0.663で118位である。

	ジュニアリーダー	仲間づくりのリーダーとして、地域における様々な活動において中心的役割を担う青少年のこと。
	循環型社会	地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクル等の有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。
	しゅんせつ	河川等の底面をさらって土砂等を取り除くこと。
	省エネルギー	石油、電力、ガス等のエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。
	小中一貫教育	小・中学校が、目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。
	情報公開制度	市民等の請求に応じて市が保有する行政文書の閲覧、写しの交付等を行う制度のこと。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）等、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準的な一般財源の財政規模に対する割合で表したもの。
	初期救急医療	入院を必要としない軽症の救急患者に対応する医療のこと。
	食育	様々な経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育すること。
す	新型インフルエンザ等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定義されている新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザの総称）とともに、全国的大流行の恐れのある新感染症（未知の感染症）を含む疾病のこと。
	水源井	地下水を汲み上げるための深い井戸のこと。
	スケールメリット	規模を大きくすることにより得られる効果のこと。
	スマートインターチェンジ	E T Cを搭載した車両に限定して、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジのこと。
せ	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中等がある。
	ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す、市民や事業者などと協働して取り組むことを表明した自治体のこと。
た	ターミナルケア	終末期に行う医療・看護的、介護ケアのこと。治療を目的とせず、身体的・精神的苦痛を除去し、生活の質の維持・向上を目的とした処置のこと。
	第二次救急医療	入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療のこと。

	ダイバーシティ社会	年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などといったさまざまな属性に配慮しながら、違いを受け入れ、わかり合って、互いに活かし合うことができる「多様性」のある社会のこと。八潮市では、令和5年3月に「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」を策定している。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	団塊ジュニア世代	1971（昭和46）～1974（昭和49）年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	弾道ミサイル	空中に弧を描いて飛ぶ対地ミサイルのこと。
ち	地域核	八潮市の各地域の中心となる箇所のこと。なお、八潮市の全体の中心となる箇所は都市核と呼ぶ。
	地域密着型サービス	介護保険制度に基づく、介護保険サービスのひとつで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスのこと。原則として、自市のサービスのみを利用することができ、市町村が指定・指導監督の権限をもつ。
	地下鉄8号線	平成12年1月の運輸政策審議会答申第18号で示された東京メトロ有楽町線の延伸（亀有～野田市）路線のこと。「東京8号線」「高速鉄道東京8号線」ともいう。
	地球温暖化	人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。
	地球環境問題	人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題のこと。
	地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費すること。
	直結給水	貯水槽を使わず、配水管から蛇口まで直接パイプで結び、途中で空気に触れることなく水を給水すること。
て	デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル化（デジタル技術を活用したサービス導入）にとどまらず、業務や組織の改善を行い人々の生活をより良いものへと変革する取組のこと。
	テロ	テロリズムの略で、一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清等の直接的な恐怖手段に訴える主義、又はその行為のこと。
と	同和教育	社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くための教育のこと。

	特定健康診査	内臓脂肪型肥満を減らすことを目的とした健診のこと。平成 20 年度より実施することが医療保険者に義務付けられた。
	特定保健指導	特定健康診査で内臓脂肪型肥満、もしくはその予備軍と診断された人に対して実施される保健指導のこと。
	都市核	八潮市の全体の中心となる箇所のこと。なお、各地域の中心となる箇所は地域核と呼ぶ。
	都市型農業	大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業のこと。食料・農業・農村基本法では、都市及びその周辺における農業を「都市農業」と規定しているが、本市では、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業を包括する概念として、「都市型農業」という言葉を用いている。
	都市計画マスタープラン	都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）のこと。市町村議会の議決を経て定められた市町村の基本構想及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定める。
	都市公園	都市公園法の規定により国又は地方公共団体が設置し、管理する公園又は緑地のこと。
	土地区画整理事業	都市計画区域内において宅地利用の増進を図るために行う土地の整形化や道路、公園等の公共施設の整備等を行う事業のこと。
な	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。
	内水排除	河川に流れず溜まってしまった雨水（内水）を、排水管の設備やポンプ等で排除すること。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設のこと。幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている。
に	認定農業者	市が定めた農業経営の改善に関する目標に到達する見込みが確実であり、市の農業を支える重要な役割を果たすとともに、自らの経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者として、市から認定を受けた農業者のこと。
	農商工連携	農林水産業と商工業の事業者が連携し、それぞれの資源を活かして事業を行うこと。
は	8050問題	80代の親と50代のひきこもり状態にある子が世帯単位で社会的に孤立し、経済的にも困難な状況に陥ってしまうこと。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態のこと。
ぶ	部落差別	被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題のこと。

へ	ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動のこと。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）が2016（平成28）年に施行されている。
み	見守り活動	通学路において、児童や歩行者の交通安全を見守るために、交通整理や交通安全の指導を行うこと。
	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。「児童委員」を兼ねている。
や	ハ潮いこい体操	地域の公民館等で行うハ潮市独自の健康づくり体操のこと。地域の仲間が集まれば、担当の保健師が訪問し実施している。
	ヤングケアラー	本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。
ゆ	有機質肥料	生ごみや稲わら等の有機物を微生物の力で分解した肥料のこと。
	遊水機能	水田等が雨水や水路等からの水を引き込み、一時的に貯留する働きのこと。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな人に配慮して、はじめから全ての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくろうとする考え方のこと。
ら	ライフスタイル	生活の様式のこと。
	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。
り	リサイクル	資源の有効利用及び環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。
ろ	ローリング方式	計画の管理手法のひとつで、計画と実績とのかい離を調整し、計画の実効性を確保するため、毎年又は隔年ごとに計画を見直すとともに、将来に向かって一定期間の計画（この計画では3か年）を作成すること。
	6次産業化	農林水産物を生産（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。性別や年齢等にかかわらず、各人の置かれた状況に応じて、仕事と仕事以外の生活双方の充実のため、柔軟な発想で働き方や生活のあり方を変えていこうとする考え方のこと。
用語解説（アルファベット）		
A	A I	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

G	G I G A スクール構想	Global and Innovation Gateway for ALL の略称。児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
I	I C T	Information and Communication Technology の略称。情報通信技術。
L	L G B T Q	性的マイノリティの方を表す総称の1つで、下記の頭文字をとったもの。 L：レズビアン 女性の同性愛者 G：ゲイ 男性の同性愛者 B：バイセクシュアル 両性愛者 T：トランスジェンダー 身体の性と自認する性で違和がある人 Q：クエスチョニング 自身の性自認や性的指向が定まらない（定めない）人 Q：クィア 一言では定義できない性の多様性を示す
M	M a a S	Mobility as a Service の略。個々の利用者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通や公共交通以外の移動サービスを最適に組み合わせ、移動以外のサービスとも連携し、一括した検索・予約・決済等を提供するサービスのこと。
N	N P O	Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称をいう。
	N P O 法人	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した N P O のこと。
P	P F I	Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は同一価格でより上質のサービスを提供する手法のこと。
	P P P	Public Private Partnership の略で公共サービスの提供に民間が参画手法を幅広く捉えた公民連携の概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法のこと。P P P の中には、P F I、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（D B O）方式、さらに包括的民間委託等も含まれる。
R	R P A	Robotic Process Automation の略で、データ入力等のパソコン操作をソフトウェア（ロボット）が行うことにより、事務処理を自動化する技術のこと。
S	S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。平成 27 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。令和 12 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。
	S N S	ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

